

【令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）】
 人件費 御見積 内訳

2023年4月1日提出

業務	担当者	単価	稼働時間	小計（円）	備考
(1) 事務所の運営支援					
(2) 駐在員の保険及びビザ支援					
(3) 現地スタッフの支援					
(4) 米国における確定申告等の対応支援					
(5) その他、駐在員の運営の支援					
人件費総計					

【令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）】
経費 御見積 内訳

2023年4月1日 現在

(1) 事務所の運営支援							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考
(2) 駐在員の保険、ビザ関連の支援							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考
(3) 現地スタッフの支援							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考
(4) 米国における確定申告等の対応支援							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考
(5) その他、駐在員の運営支援							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考
合計							

予定価格調書(工事を除く)

令和5年度

委託名 : 令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

金額 ¥40,255,000-

(見積書比較価格) ¥36,595,455-

内訳

委託名	数量	単価	金額
令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)	一式		¥36,595,455
消費税相当額(10%)			¥3,659,545
合計			¥40,255,000

上記のとおり決定する。

令和5年4月7日

契約担当者 基地対策統括監

公室長 潤 政仁

印

分類	3	6	Z	決裁印	決裁区分	課長	
保存種別	第3種 5年				公印の有無	公印あり	
文書記号・番号	知基第98号				案1	公印	
処理経過	收受	年 月 日			発送日	年 月 日	
	起案	令和05年04月01日			発送種別		
	処理期限	年 月 日			案2	公印	
	施行	年 月 日			発送日	年 月 日	
担当課	知事公室 基地対策課 調査班				発送種別		
起案者	職	主査	印		案3	公印	
	氏名				発送日	年 月 日	
	電話				発送種別		
情報公開	開示			案4	公印		
				発送日	年 月 日		
				発送種別			

課長(3)	副参事(2)	班長(1)
		

件名	再委託の承認について（令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務））（伺い）
----	--

みだしのことについて、ワシントンコアLLCから再委託承認申請があります。内容を確認したところ、妥当と考えられますので、別紙案のとおり、承認してよいでしょうか。

れ

記

業務内容：確定申告・会計関連サービス

再委託先： Rubino & Company

再委託額： 500,500円（\$3,850） ※為替により、円の最終額は変動あり。

発送種別	<input type="checkbox"/> 庁内施行 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> LGWAN	施行区分	<input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公報登載
------	---	------	---

注 発送種別については、該当するものの番号をそれぞれの欄に記入すること。
 該当するものがない場合には、簡潔にその内容を記入すること。

(様式 3)

再委託承認書

令和5年4月1日

ワシントンコア L.L.C.
代表取締役社長 中阪 清志 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



2023年4月1日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
再委託を承認する業務	沖縄県ワシントン事務所及び駐在員の確定申告に関する業務全般及び現地職員の給与・税・保険関係等の会計関連サービス
再委託先	企業(団体) Rubino & Company 代表者(職氏名) Robert Tempchin
再委託承認額	500,500円（\$3,850）
再委託承認期間	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none">申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

再委託承認書

令和5年4月1日

ワシントンコア L.L.C.
代表取締役社長 中阪 清志 あて

沖縄県知事名

2023年4月1日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
再委託を承認する業務	沖縄県ワシントン事務所及び駐在員の確定申告に関する業務全般及び現地職員の給与・税・保険関係等の会計関連サービス
再委託先	企業(団体) Rubino & Company 代表者(職氏名) Robert Tempchin
再委託承認額	500,500円（\$3,850）
再委託承認期間	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none">1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

(様式1)

再委託承認申請書

2023年 4月 1日

沖縄県知事 殿

住所 アメリカ合衆国メリーランド州ベセスダ市
イーストウエスト通り 4500 番地
スイート 730 号
企業名 ワシントンコア L.L.C.
代表者 代表取締役社長 中阪 清志

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。


契約件名	令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
契約金額	40,251,250円
契約年月日	2023年 4月 1日
履行期限	2024年 3月31日
再委託を予定する業務	沖縄県ワシントン事務所及び駐在員の確定申告に関する業務全般及び現地職員の給与・税・保険関係等の会計関連サービス
再委託予定額	500,500円（\$3,850）
再委託先	企業(団体)名 Rubino & Company 代表者(職氏名) Robert Tempchin 住所 6903 Rockledge Drive, Suite 1200, Bethesda, MD 20817 [Redacted]
再委託予定期間	2023年 4月 1日 ~ 2024年 3月 31日
再委託の必要性	沖縄県ワシントン事務所及び駐在員の確定申告を適正に期日までに米内国歳入庁（IRS）に提出するために必要である。また現地職員への給与支払い、税申告等の体制の整備に必要であるため。
再委託先選定理由	Rubino & Company は、35 年以上にわたりワシントン D.C. 周辺地域で個人や法人の税申告を支援してきた実績を持つ会計事務所であり、過去の実績などを考慮し、同社を選定した。
再委託先の 適格性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえしを記入すること



起案用紙

沖縄県

決裁区分	課長	
公印の有無	公印あり	
案1	公印	
発送日	年 月 日	
発送種別		
案2	公印	
発送日	年 月 日	
発送種別		
案3	公印	
発送日	年 月 日	
発送種別		
案4	公印	
発送日	年 月 日	
発送種別		

分類	3	6	Z
保存種別	第3種 5年		
文書記号・番号	知基第200号		
処理経過	收受	年 月 日	
	起案	令和05年10月25日	
	処理期限	年 月 日	
	施行	年 月 日	
担当課	知事公室 基地対策課 調査班		
起案者	職	主査	印
	氏名		
	電話		
情報公開	開示		



課長(4)	副参事(3)	班長(2)	班員(1)
			

件名	再委託の承認について（令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務））（伺い）
----	--

みだしのことについて、ワシントンコアLLCから、別添のとおり再委託承認申請があります。内容を確認したところ、適当と認められますので、別添案のとおり承認の通知をしてよいでしょうか。

業務内容： ビザ取得・維持に係る法務業務
 再委託先： Capitol Immigration Law Group PLLC
 再委託金額： 2,697,778円 \$18,000 ※為替により円の最終額は変動あり。

発送種別	①庁内施行 ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール ⑤LGWAN	施行区分	①例規 ②公報登載
------	---------------------------------	------	-----------

注 発送種別については、該当するものの番号をそれぞれの欄に記入すること。
 該当するものがない場合には、簡潔にその内容を記入すること。

(様式 3)

再委託承認書

令和 5 年 10 月 25 日

ワシントンコア L.L.C.
代表取締役社長 中阪 清志 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



2023 年 10 月 24 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
再委託を承認する業務	沖縄県ワシントン事務所駐在員及びその家族のビザ取得・維持に係る法務全般
再委託先	企業(団体) Capitol Immigration Law Group PLLC 代表者(職氏名) Robert Tempchin
再委託承認額	2,697,778 円 (\$18,000)
再委託承認期間	2023 年 11 月 7 日 ~ 2024 年 3 月 31 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none">1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

(様式 3)

再委託承認書

令和 5 年 10 月 日

ワシントンコア L.L.C.
代表取締役社長 中阪 清志 あて

沖縄県知事 玉城 康裕

2023 年 10 月 24 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
再委託を承認する業務	沖縄県ワシントン事務所駐在員及びその家族のビザ取得・維持に係る法務全般
再委託先	企業(団体) Capitol Immigration Law Group PLLC 代表者(職氏名) Robert Tempchin
再委託承認額	2,697,778 円 (\$18,000)
再委託承認期間	2023 年 11 月 7 日 ~ 2024 年 3 月 31 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。 2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。 3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。 4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。 5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。 6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。 7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

(様式1)

再委託承認申請書

2023年10月24日

沖縄県知事 殿

住所 アメリカ合衆国メリーランド州ベセスダ市
イーストウエスト通り 4500 番地
スイート 730 号

企業名 ワシントンコア L.L.C.

代表者 代表取締役社長 中阪 清志

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契約件名	令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
契約金額	40,251,250円
契約年月日	2023年4月 1日
履行期限	2024年3月31日
再委託を予定する業務	駐在員とその家族のビザ取得・維持に係る法務全般
再委託予定額	2,697,778円(\$18,000)
再委託先	企業(団体) Capitol Immigration Law Group PLLC 代表者(職氏名) Alexandra Michailov 住所 4350 East West Highway, Suite 502, Bethesda, MD 20814 [REDACTED]
再委託予定期間	2023年11月 7日 ~ 2024年 3月31日
再委託の必要性	駐在員が米国において合法的に活動するため、本事業では駐在員とその家族のビザ取得と維持に関する法務対応が必要となり、これらの手続きに精通した弁護士の実務支援が必要である。
再委託先選定理由	Capitol Immigration Law Group PLLCは、移民法専門の法律事務所であり、Michailov 弁護士は数多くの駐在員や管理職人材のビザ取得を支援した実績を持つ。これらの理由から、選定を行った。
再委託先の 適 格 性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえれを記入すること

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業委託業務(運営支援業務)の確定額について

契約額	¥40,251,250
-----	-------------

1. 契約書第13条4項によりドル建ての精算額(実績報告)から円建ての確定額を算出する

(1)ドル建ての精算額

	(ドル)	
精算額(A)	\$295,131.84	
内訳	人件費	
	経費	

(2)円建ての実績額

	(ドル)	(円)	適用レート	
第一回概算払額(B)	\$110,388.39	¥16,100,500	1ドル= 145.8532	概算払時レート 8月8日
第二回概算払額(C)	\$80,568.78	¥12,075,375	1ドル= 149.8766	概算払時レート 12月5日
差し引き額(D=A-B-C)	\$104,174.67	¥15,756,418	1ドル= 151.25	日本銀行 (中心相場) 3月29日
実績額(B+C+D)	\$295,131.84	¥43,932,293		

実績額(43,932,293円) > 契約額(40,251,250円)であるので、差額 ¥3,681,043
 確定額は(契約額)40,251,250円となる。

(委託料の支払い)

第13条

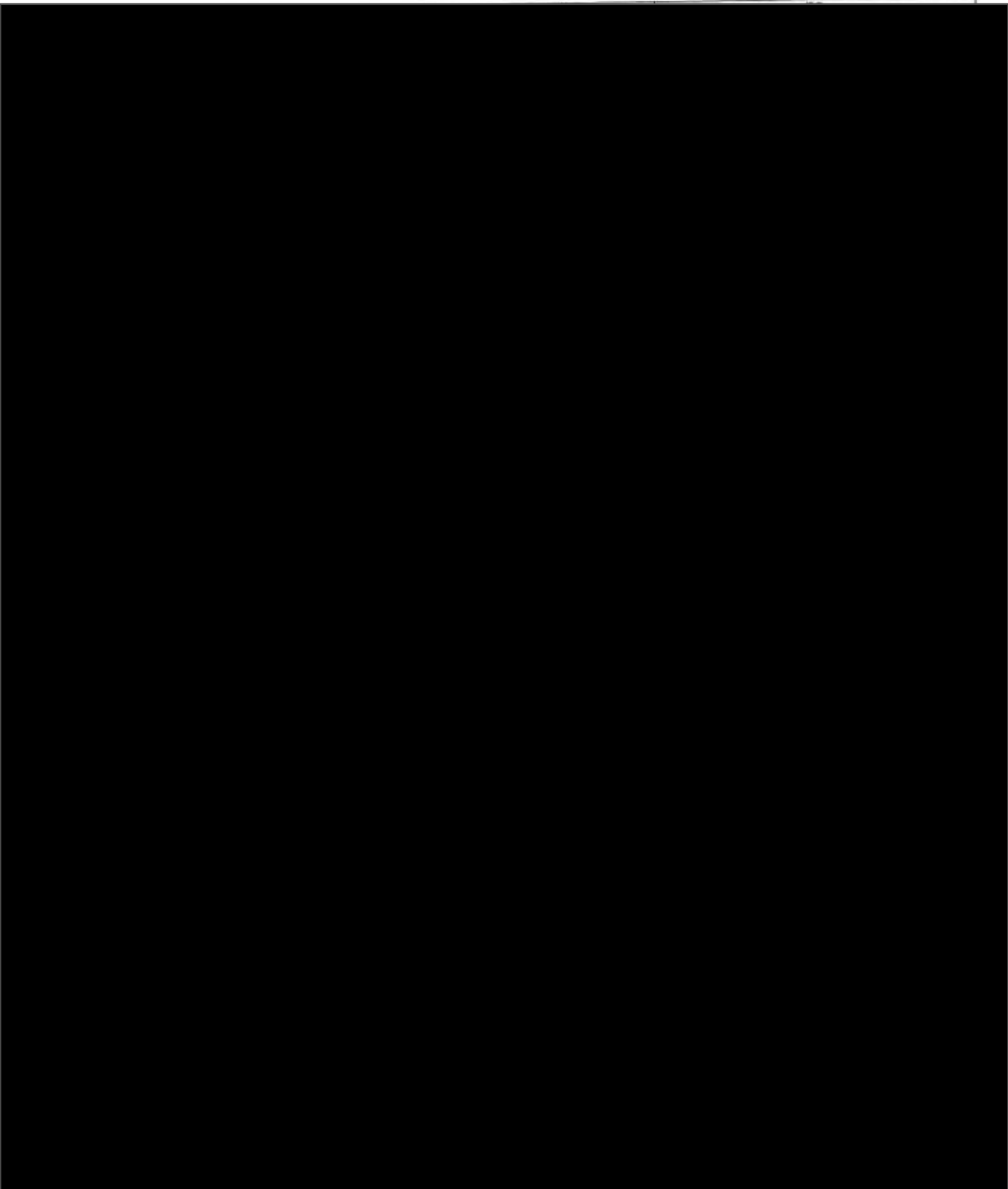
4 甲は、1項の検査において、完了報告書及び経費明細書、成果物の内容が適正であると認めた時は、委託料の額を確定するものとする。

確定にかかる換算レートは、概算払分については、概算払いにおいて甲が支払った日本円総額を、乙が実際に受領する米ドル総額で割った実効レートを以って、換算レートとする。尚、精算払分については、2024年3月31日適用の日本銀行外国為替市況レート(中心相場)を換算レートとする。

5 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と4条で規程する委託料の額のいずれか低い額とする。

(1) 事務所の運営支援に関すること

品目	数量	単価	総額	科目	備考



経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	領収書	備考
[Redacted]							

② 駐在員の保護、ビザ関連の支援に関すること

経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	領収書	備考
[Redacted]							

③ 現地スタッフの支援に関すること

経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	領収書	備考
[Redacted]							

経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	傾収書	備考
④ 米国における確定申告等の対応支援に関すること							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	傾収書	備考
[Redacted]							
⑤ その他、駐在員の運営の支援に関すること							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	傾収書	備考
[Redacted]							
合計					[Redacted]		

【令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)】
 人件費 最終報告 内訳(2023年4月1日～2024年3月31日)

2024年3月 提出

業務	担当者	単価	稼働時間	小計(ドル)	備考
(1)事務所の運営支援					
(2)駐在員の保険及びビザ支援					
(3)現地職員の支援					
(4)米国における確定申告等の対応支援					
(5)その他、駐在員の運営の支援					
人件費総計					

執行機関	秘書課長	秘書課班長	秘書課担当	課長	副参事	班長	担当	出納機関	会計管理者	会計課長	副参事	班長	担当	担当
													仕	

支 出 調 書

主務課 071201 基地対策課
 執行課 071007 秘書課



年度 令和 5 年度
 支出命令番号 0000602
 予算執行伺済日 令和 5年 2月 22日
 支出負担行為日 令和 5年 4月 1日
 支出命令日 令和 5年 7月 24日
 支払希望日 令和 5年 8月 8日*

予算種別 現年
 略科目 021
 会計 01 一般会計
 款 02 総務費
 項 01 総務管理費
 目 11 諸費

支払希望日種別 希望
 支出方法 通常



事項 016 基地対策調査費
 事業 004 ワシントン駐在員活動事業費
 節 12 委託料
 細節



支	出	額	¥16, 100, 500
控	除	額	¥0
差	引	額	¥16, 100, 500

債権者 00016542965

アメリカ合衆国メリーランド州20814
 ベセスダ市イーストウェスト通り4500番地スイート730号
 ワシントンコアL. L. C.
 代表取締役社長 中阪清志

支払方法 隔地払
 0188012
 沖縄銀行
 本支店及び出張所



摘要 令和5年ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務) 振替払1回目

408 1 基地対策課	支出負担行為済額	40, 251, 250 円
	支出済額	16, 100, 500 円
	支出残額	24, 150, 750 円

INVOICE

Washington CORE, L.L.C.
 4500 East-West Highway, Suite 730
 Bethesda, MD 20814
 U.S.A.

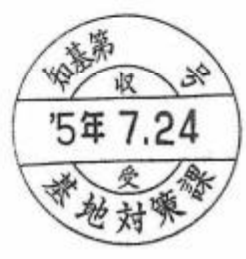
Kiyoshi Nakasaka, President & CEO



Date	July 19, 2023	
Bill To	ATTN: Governor Yasuhiro Tamaki Okinawa Prefectural Government 1-2-2 Izumizaki Naha Okinawa Japan	
Invoice No.	6205	
Project No.	092 - 2300	
Project Name		Amount
令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援事業)		JPY 16,100,500
<内 訳>	契約額	¥ 40,251,250
	受領済額	¥ 0
	今回請求額	¥ 16,100,500
	差引残高	¥ 24,150,750
	Total	JPY 16,100,500

Wire Transfer Information

Bank Name:
 Bank Address:
 Bank Telephone:
 Account Name:
 Account Number:
 Swift Code:
 Routing Number:
 ACH Number:



執行 機関	秘書課長	秘書課 班長	秘書課 担当	課長	副参事	班長	担当	出納 機関	会計 管理者	会計課長	副参事	班長	担当	担当
										課長 専決				

支 出 調 書

主務課 071201 基地対策課
 執行課 071007 秘書課



年度 令和 5 年度
 支出命令番号 0000603

予算種別 現年
 略科目 021
 会計 01 一般会計

予算執行伺済日 令和 5年 2月 22日
 支出負担行為日 令和 5年 4月 1日
 支出命令日 令和 5年 11月 14日
 支払希望日 令和 5年 12月 5日

款 02 総務費
 項 01 総務管理費
 目 11 諸費



支払希望日種別 自動
 支出方法 通常

事項 016 基地対策調査費
 事業 004 ワシントン駐在員活動事業費
 節 12 委託料
 細節

支控差	出除引	額額額	¥12,075,375 ¥0 ¥12,075,375
-----	-----	-----	----------------------------------

債権者 00016542965

証拠書類は8月分の支出調書に添付済
 (第1回概算払)

アメリカ合衆国メリーランド州20814
 ベセスダ市イーストウェスト通り4500番地スイート730号
 ワシントンコアL. L. C.
 代表取締役社長 中阪清志

支払方法 隔地払
 0188012
 沖縄銀行
 本支店及び出張所



摘要 令和5年度ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)概算払2回目

408 1 基地対策課	支出負担行為済額 支出済額 支出残額	40,251,250 円 28,175,875 円 12,075,375 円
----------------	--------------------------	--

INVOICE

Washington CORE, L.L.C.
 4500 East-West Highway, Suite 730
 Bethesda, MD 20814
 U.S.A.

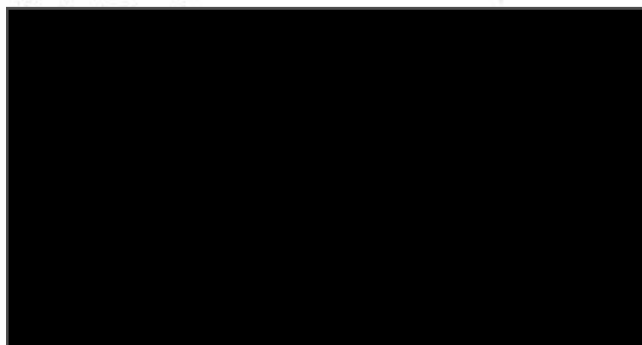
Kiyoshi Nakasaka, President & CEO



Date	November 8, 2023	
Bill To	ATTN: Governor Yasuhiro Tamaki Okinawa Prefectural Government 1-2-2 Izumizaki Naha Okinawa Japan	
Invoice No.	6266	
Project No.	092 - 2300	
Project Name		Amount
令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援事業)		JPY 12,075,375
<内 訳>	契約額	¥ 40,251,250
	受領済額	¥ 16,100,500
	今回請求額	¥ 12,075,375
	差引残高	¥ 12,075,375
	Total	JPY 12,075,375

Wire Transfer Information

Bank Name:
 Bank Address:
 Bank Telephone:
 Account Name:
 Account Number:
 Swift Code:
 Routing Number:
 ACH Number:



執行機関	秘書課長	秘書課班長	秘書課担当	課長	副参事	班長	担当	出納機関	会計管理者	会計課長	指導監副参事	班主	長幹	担	担	担
				豊	大城	豊	山本		課長決	仲宗根	大城	長松	豊			

支 出 調 書

主務課 071201 基地対策課
 執行課 071007 秘書課

支払済
 3 6.5.24
 会計課

受付
 6.5.10
 会計課

受付
 6.5.21
 会計課

年度 令和 5 年度
 支出命令番号 0000604

予算種別 現年
 略科目 021
 会計 01 一般会計

予算執行同済日 令和 5年 2月 22日
 支出負担行為日 令和 5年 4月 1日
 支出命令日 令和 6年 5月 10日
 支払希望日 令和 6年 5月 24日

款 02 総務費
 項 01 総務管理費
 目 11 諸費

事項 016 基地対策調査費

支払希望日種別 自動
 支出方法 通常

事業 004 ワシントン駐在員活動事業費

節 12 委託料
 細節

決裁
 6.5.22
 出納事務局

支控差	出除引	額額額	¥12,075,375 ¥0 ¥12,075,375
-----	-----	-----	----------------------------------

債権者 00016542965

アメリカ合衆国メリーランド州20814
 ベセスダ市イーストウェスト通り4500番地スイート730号
 ワシントンコアL. L. C.
 代表取締役社長 中阪清志

支払方法 隔地払 //
 0188012
 沖縄銀行
 本支店及び出張所

関係書類は、目録根拠払(明)に添付済

摘 要 令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)精算払

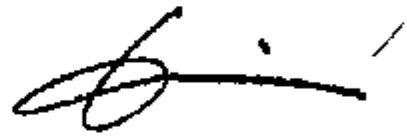
408 1 基地対策課	支出負担行為済額 支出済額 支出残額	40,251,250 円 40,251,250 円 0 円
----------------	--------------------------	-------------------------------------

WASHINGTON CORE

INVOICE

Washington CORE, L.L.C.
4500 East-West Highway, Suite 730
Bethesda, MD 20814
U.S.A.

Kiyoshi Nakasaka, President & CEO



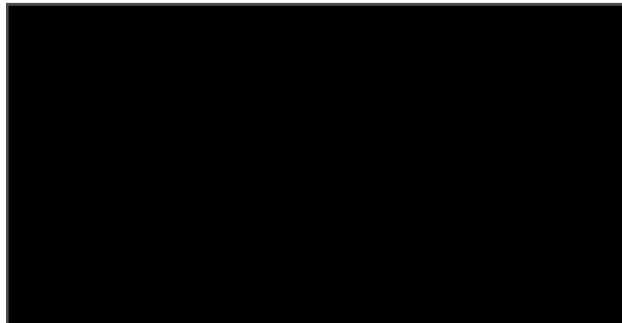
Date	May 7, 2024
Bill To	ATTN: Governor Yasuhiro Tamaki Okinawa Prefectural Government 1-2-2 Izumizaki Naha Okinawa Japan
Invoice No.	6375
Project No.	092 - 2300
Project Name	令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援事業)
	Amount
	JPY 12,075,375

<内 訳>	契約額	¥40,251,250
	受領済額	¥28,175,875
	今回請求額	¥12,075,375
	差引残高	¥0

Total JPY 12,075,375

Wire Transfer Information

Bank Name:
Bank Address:
Bank Telephone:
Account Name:
Account Number:
Swift Code:
Routing Number:
ACH Number:



知 基 第 4 2 号
令和 6 年 5 月 7 日

ワシントンコアL.L.C.
代表取締役社長 中阪 清志 殿

沖縄県知事 玉城 康裕










令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
委託料の額の確定について

令和 5 年 4 月 1 日付けで委託契約を締結しました沖縄県ワシントン駐在員
活動事業（運営支援業務）の委託金額について、下記のとおり確定します。

記

契約額	40,251,250円
確定額	40,251,250円
差 額	0円

検査調書

基地対策統括監	課長	副参事	班長	班員			
							
契約金額	40,251,250円						
備定額	40,251,250円						
契約年月日	令和5年4月1日 (期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日)						
納入者住所氏名	米国メリーランド州ベセスダトウ ⁵ ストウ ⁵ スト通り4500番地 スイート730号 ワシントンニアL.L.C. 代表取締役社長 中阪 浩志						
内 訳							
委託名	数量	金額	納期	納入月日	検査月日	検査場所	備考
令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動 事業（運営支援業務）	一式	40,251,250円	R6.3.31	R6.3.31	R6.3.31	基地対策課	
検査意見	検査の結果、適当と認められる。						
上記のとおり検査しました。							
令和5年3月31日			基地対策課 主査		 		

【平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業】
経費 最終報告（平成28年3月末付）

2016年4月21日 19

【1】 ワシントンDC領内目録掲載費に関する支出

経費項目	口数	品名	数量	単価	ドル合計	円合計	領収書あり	備考
[Redacted]								

【2】 FARA及び申請所登記に関する支出

経費項目	口数	品名	数量	単価	ドル合計	円合計	領収書あり	備考
[Redacted]								

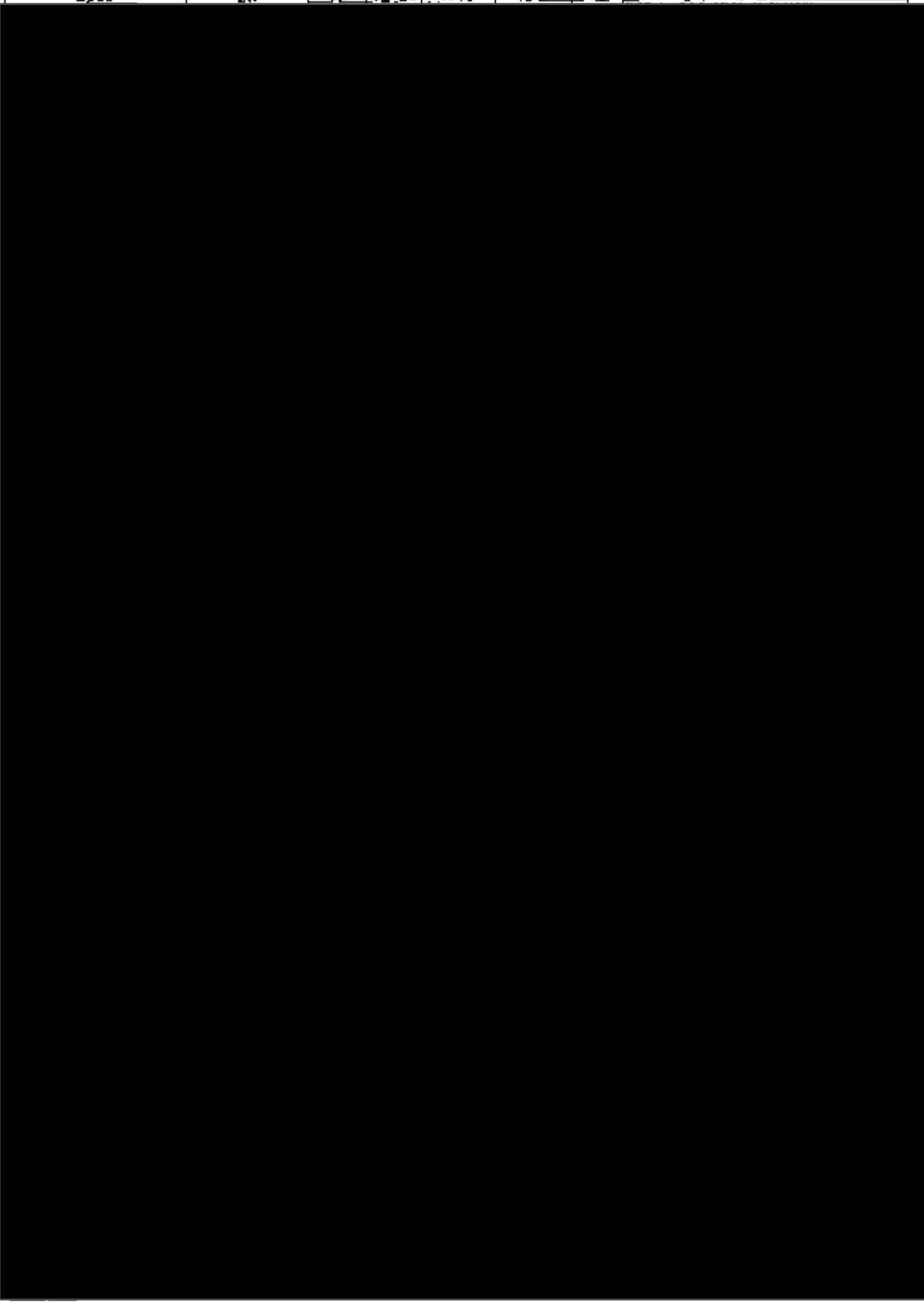
【3】 事務用品費に関する支出

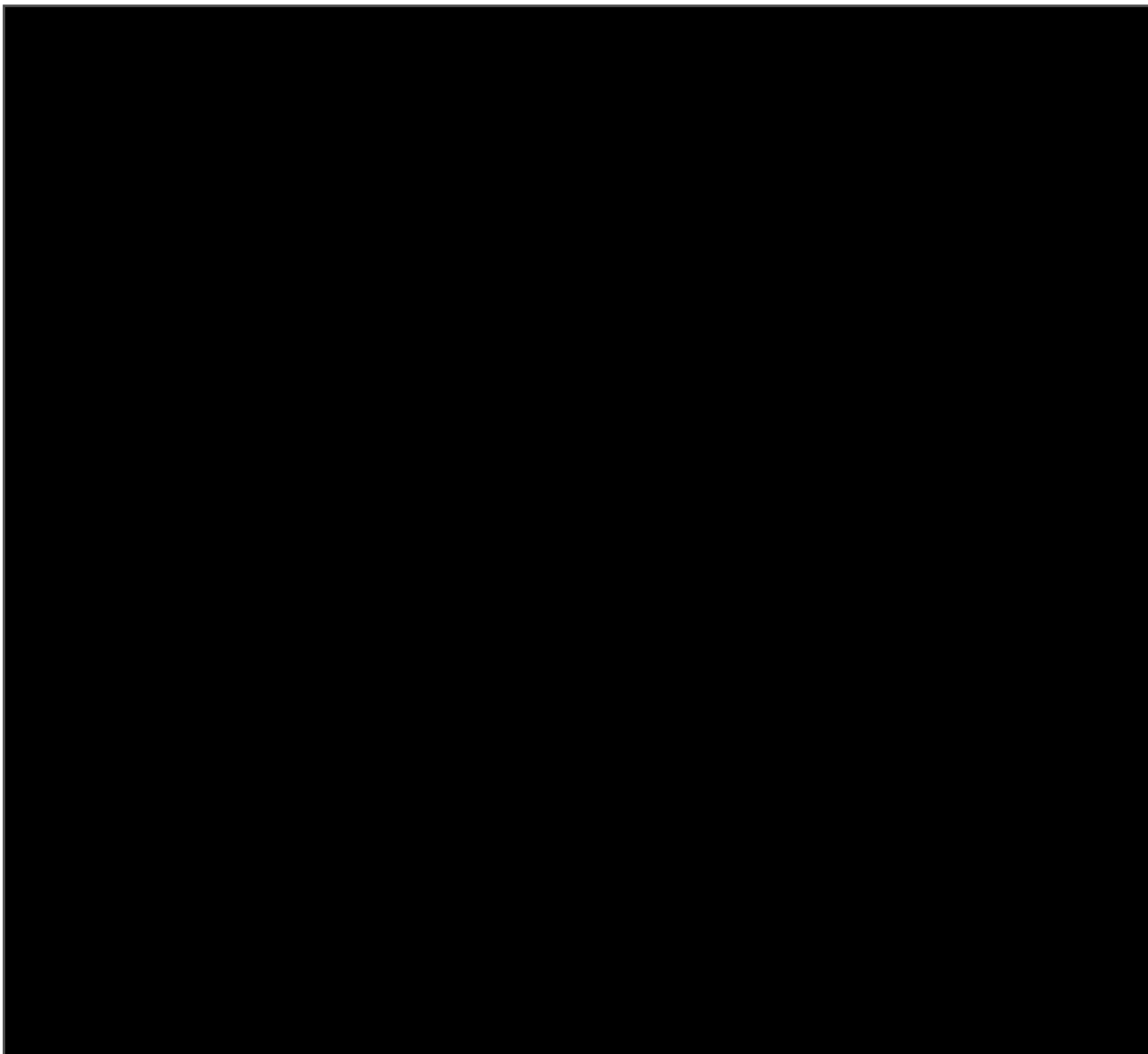
経費項目	口数	品名	数量	単価	ドル合計	円合計	領収書あり	備考
[Redacted]								

【4】 駐在員ビザ取得及び滞在に関する支出

経費項目	口数	品名	数量	単価	ドル合計	円合計	領収書あり	備考
[Redacted]								

【e】事業所運営に関する資料							
経理科目	科目	単位	数量	品名	所在地	取得年月	備考





(ア) 報酬に付ける監査料の別名に係る内訳

経費項目	詳細	単価	数量	金額	円高円低	円高円低	円高円低	備考
[Redacted]								

(イ) その他、経費再計算及び否認に係る内訳

経費項目	詳細	単価	数量	金額	円高円低	円高円低	円高円低	備考
[Redacted]								

[Redacted]								再掲
------------	--	--	--	--	--	--	--	----

【平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業】
 人件費 最終報告（平成28年3月末付）

2015年5月14日（水）

業務	担当官	職名	稼働時間	小計(円)	備考
1. ワシントン州の観光資源調査 及びPR活動		主任事務			[Redacted]
2. 観光客の誘致活動の企画・実施		主任事務			
3. 観光客の誘致活動のPR		主任事務			
4. 駐在員が主催する各種 行事の企画・実施		主任事務			
5. 事務的作業（1）の支援		主任事務			
		主任事務			
6. 観光客の誘致活動のPR 活動の支援		主任事務			

【平成28年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業 委託報告】
 経費 最終報告（2016年4月～2017年3月）

020001010001

(1) ワシントン駐在の高層支援（各種支援）

① LAWA派遣派遣文書

派遣年月	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣
[Redacted]						

② 駐在員ビザ取得及び更新に関する文書

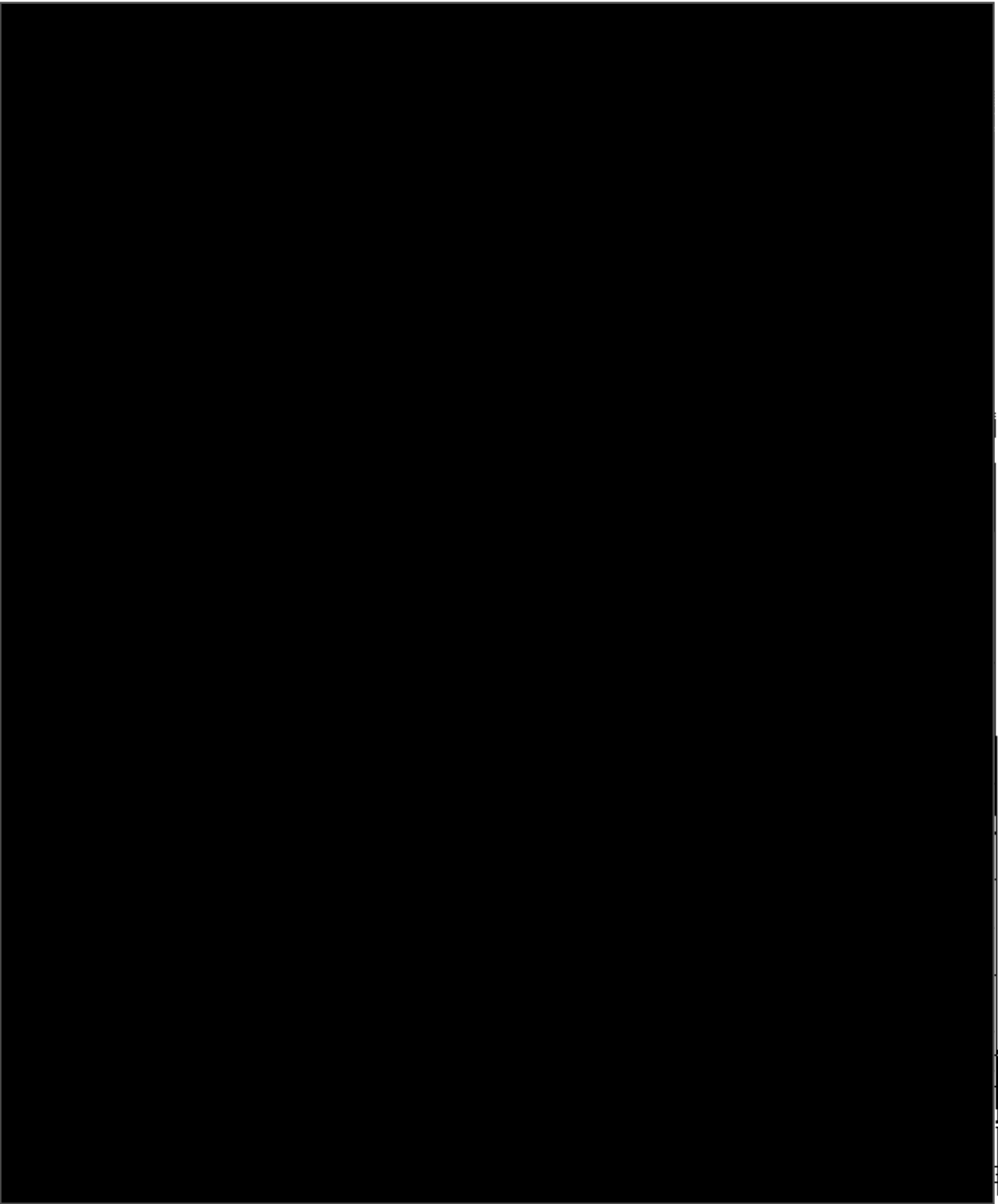
派遣年月	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣
[Redacted]						

③ 現地領事に訪問等に関する文書

派遣年月	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣
[Redacted]						

④ 申請所運営に関する文書

派遣年月	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣
[Redacted]						



(1) 県民における働き等の対応に関する支援					
事業名称	事業	年度	事業内容	予算(万円)	備考
(2) その他、県民生活に関与する支援					
事業名称	事業	年度	事業内容	予算(万円)	備考
(2) ワシントン駐在の高齢支援(各種制度)					
(1) 海外研修を奨励したヒアリング調査					
事業名称	事業	年度	事業内容	予算(万円)	備考
(2) 声援員ワシントン駐在員による海外研修等の支援					
事業名称	事業	年度	事業内容	予算(万円)	備考

【平成28年度 沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業 委託業務】
 人件費 最終報告(2018年4月～2017年3月)

2017年3月24日 12:00

(1) ワシントン駐在の運営支援(各種支援)

業務	担当者	単価	稼働時間	小計(ドル)	備考
1. 海外研修費用等	担当課長				[Redacted]
2. 駐在員の生活費補助(滞米支援)	担当課長				
3. 駐在員の生活費補助(滞日支援)	担当課長				
4. 滞米時の生活費補助(滞米支援)	担当課長				
5. 滞日時の生活費補助(滞日支援)	担当課長				
6. その他、駐在員の生活費補助	担当課長				

(1)ワシントン駐在の運営支援(各種支援) ①～⑥の合計

(2) ワシントン駐在の活動支援(各種調査)

業務	担当者	単価	稼働時間	小計(ドル)	備考
1. 駐在員の生活費補助(滞米支援)	担当課長				[Redacted]
2. 滞米時の生活費補助(滞米支援)	担当課長				
3. 滞日時の生活費補助(滞日支援)	担当課長				

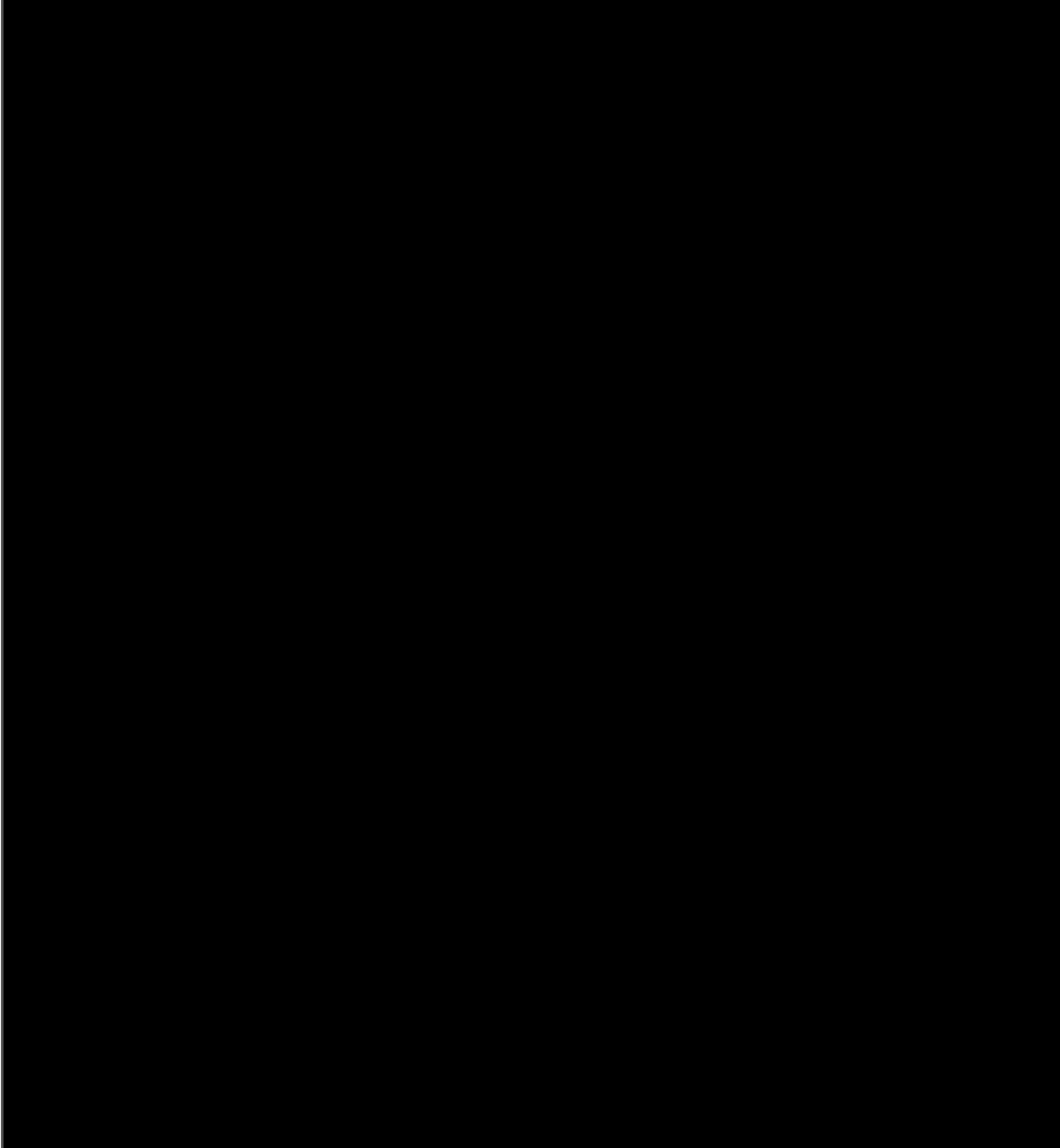
(2)ワシントン駐在の活動支援(各種調査) ①～③の合計

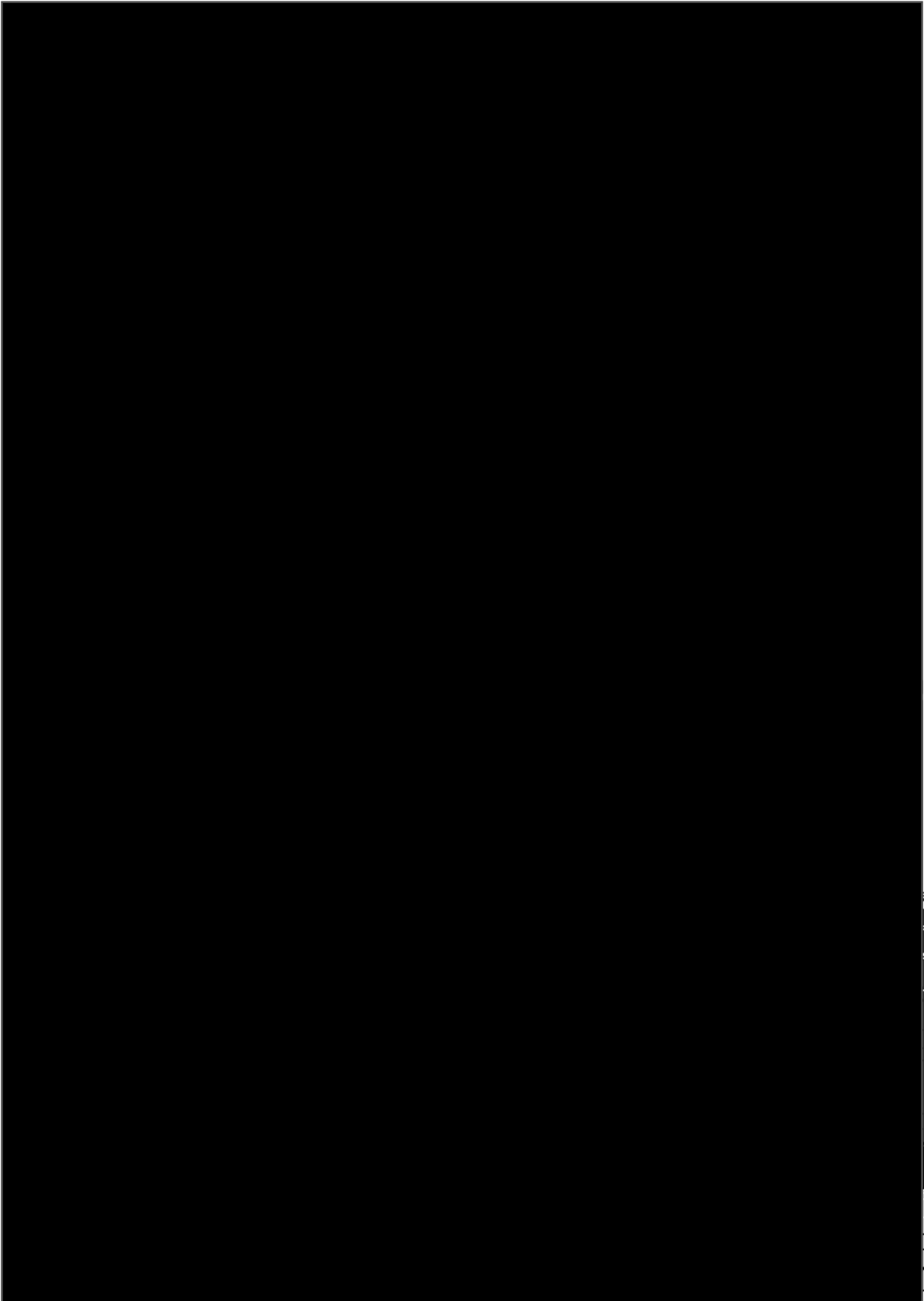
人件費合計

【平成29年度 沖縄県ノシントン駐在員活動概要】
経費 最終報告（2017年4月～2018年3月）

13) 事務用品費、税金等の取戻金
4. 経費の取戻金等の取戻金

取戻金	金額	取戻金	金額	取戻金	金額	取戻金	金額
-----	----	-----	----	-----	----	-----	----



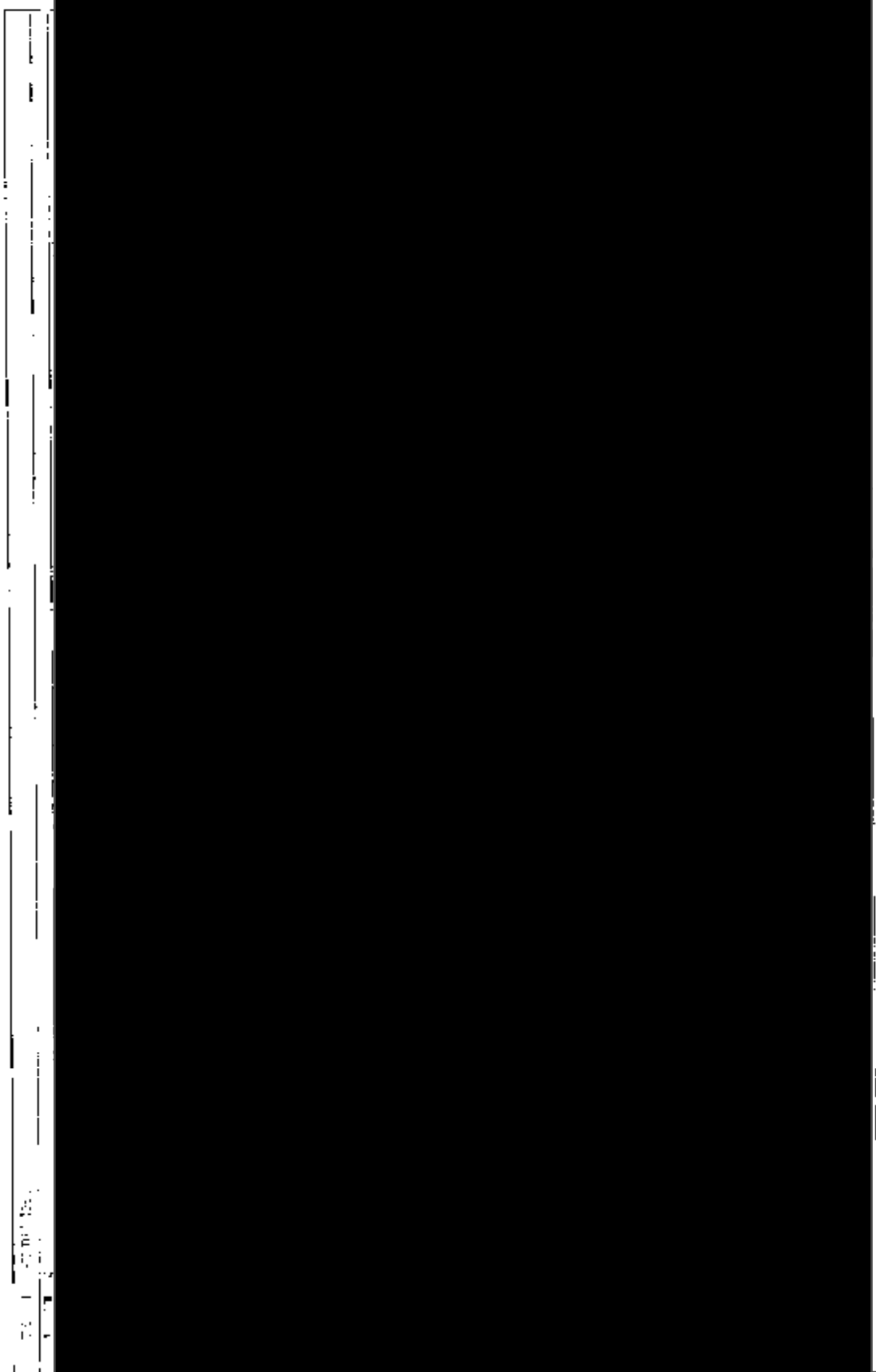


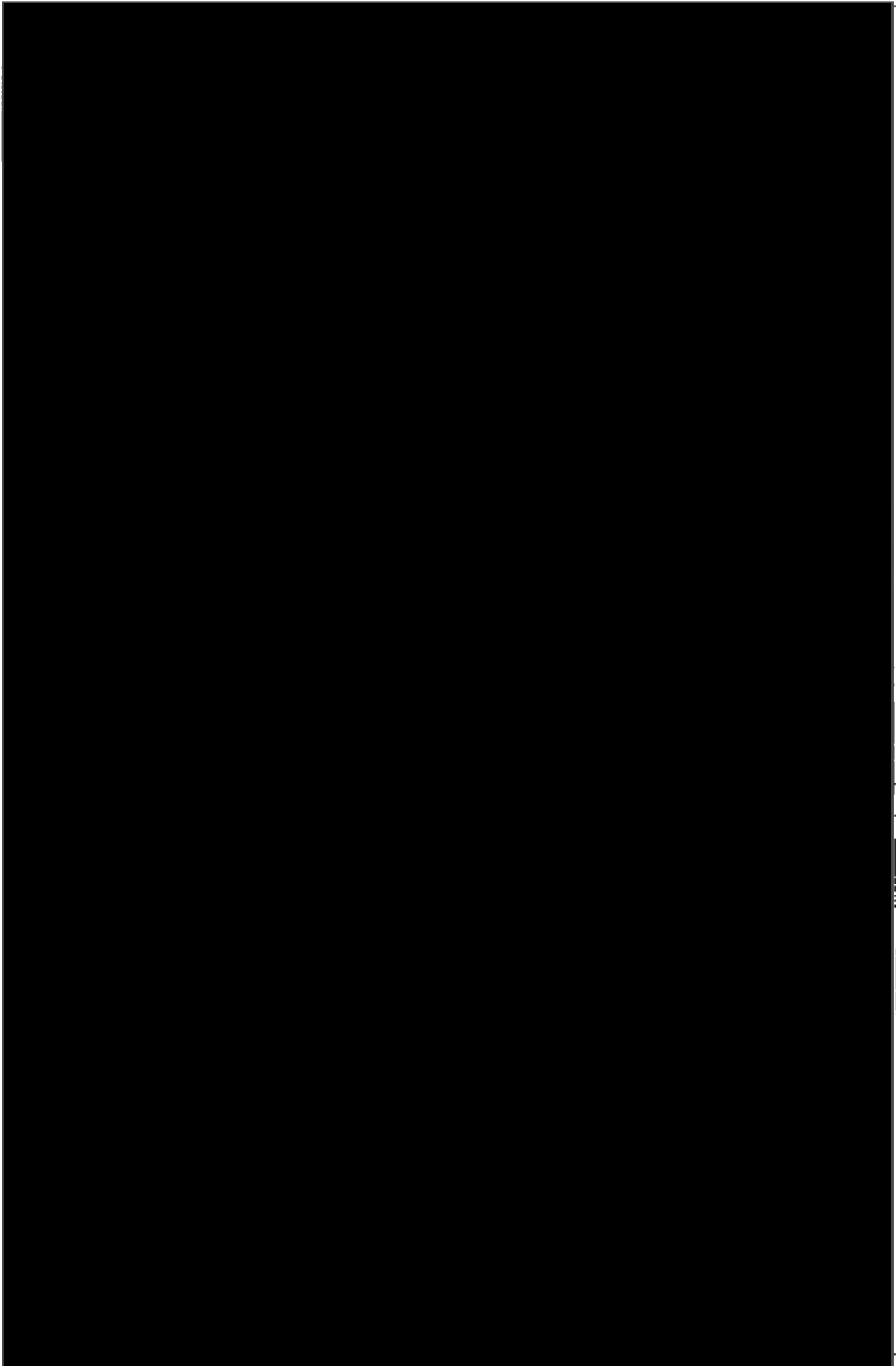
功 其 他 的 決 定 時 間					
八、 實 際 決 定 時 間 的 分 別 計 算 表					
時間	項目	單位	數量	金額	備 註
九、 決 定 時 間 的 分 別 計 算 表 的 分 別 計 算					
時間	項目	單位	數量	金額	備 註
詳 見 註 釋					

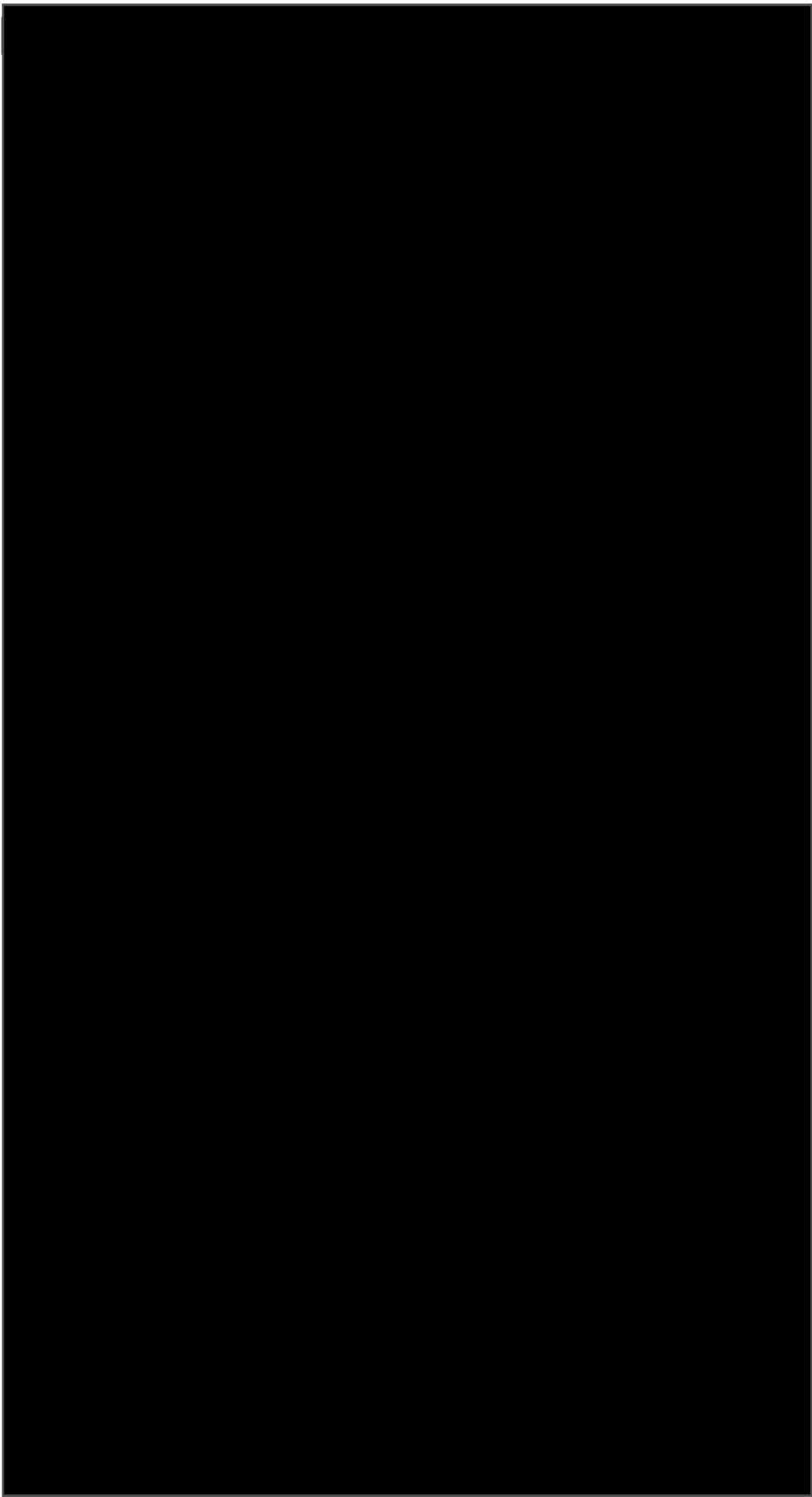
(1) 予算所の運営、駐在員の活動支援		担当	単価	発注期間	発注回数	備考
1. 事務局の運営費の支払支援	人件費					
2. FAX機等のリース料	設備費					
3. 駐在員の研修費用等の支払支援	研修費					
4. 現地事務の巡回等に係る経費	出張費					
5. 米国150名以上のための印刷費等の支払	印刷費					
6. 印刷費、駐在員の印刷費等の支払	印刷費					

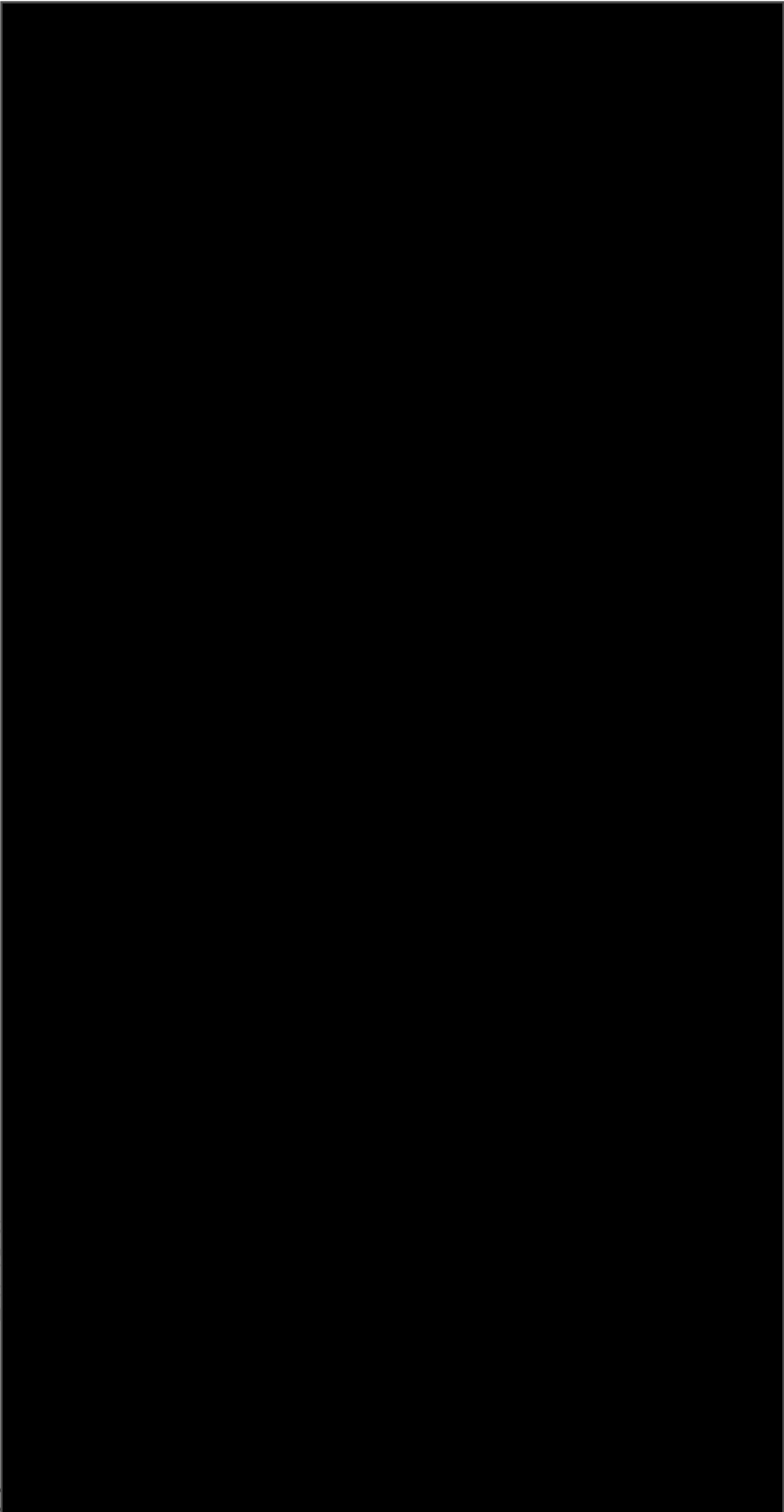
(2) 米原での教育調査		担当	単価	発注期間	発注回数	備考
1. ワシントンに在住する米原籍者(米原)への米原安全確保教育等の実施	研修費					
2. 米原に在住する米原籍者への米原安全確保教育等の実施	研修費					
3. 米原にワシントンに在住する米原籍者への米原安全確保教育等の実施	研修費					

中華民國九十二年六月二十三日
財政部函請 財政部函請 財政部函請









1. 住友商事 (株) 内部 (2018年4月 - 2019年3月)

部署名	氏名	所属
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部

部署名	氏名	所属
[Redacted]		

2. 住友商事 (株) 内部 (2018年4月 - 2019年3月)

部署名	氏名	所属
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部
住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部	住友商事 (株) 内部

部署名	氏名	所属
[Redacted]		

【平成31年度 沖縄県ワシントン駐在員事務所】
経費 最終報告 (2019年4月～2020年3月)

1-0000-000129

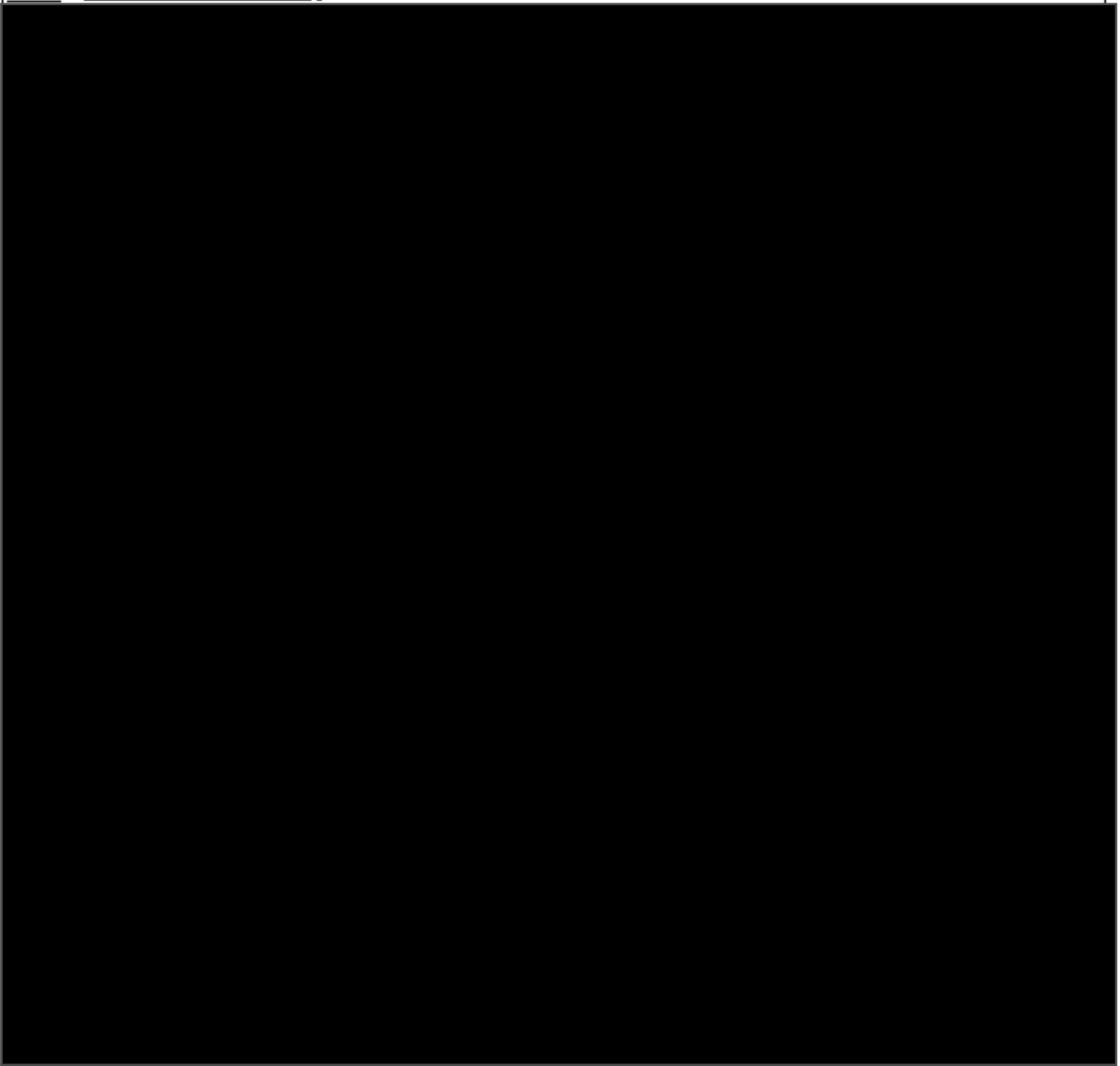
(1) ワシントン駐在員事務所

(ア) 経費の概要

経費科目	日数	単価	数量	金額	比率	備考







1. 概要(2/2)

【沖縄県ワシントン駐在員活動事業】
 人件費 最終報告(2019年4月～2020年3月) 内訳

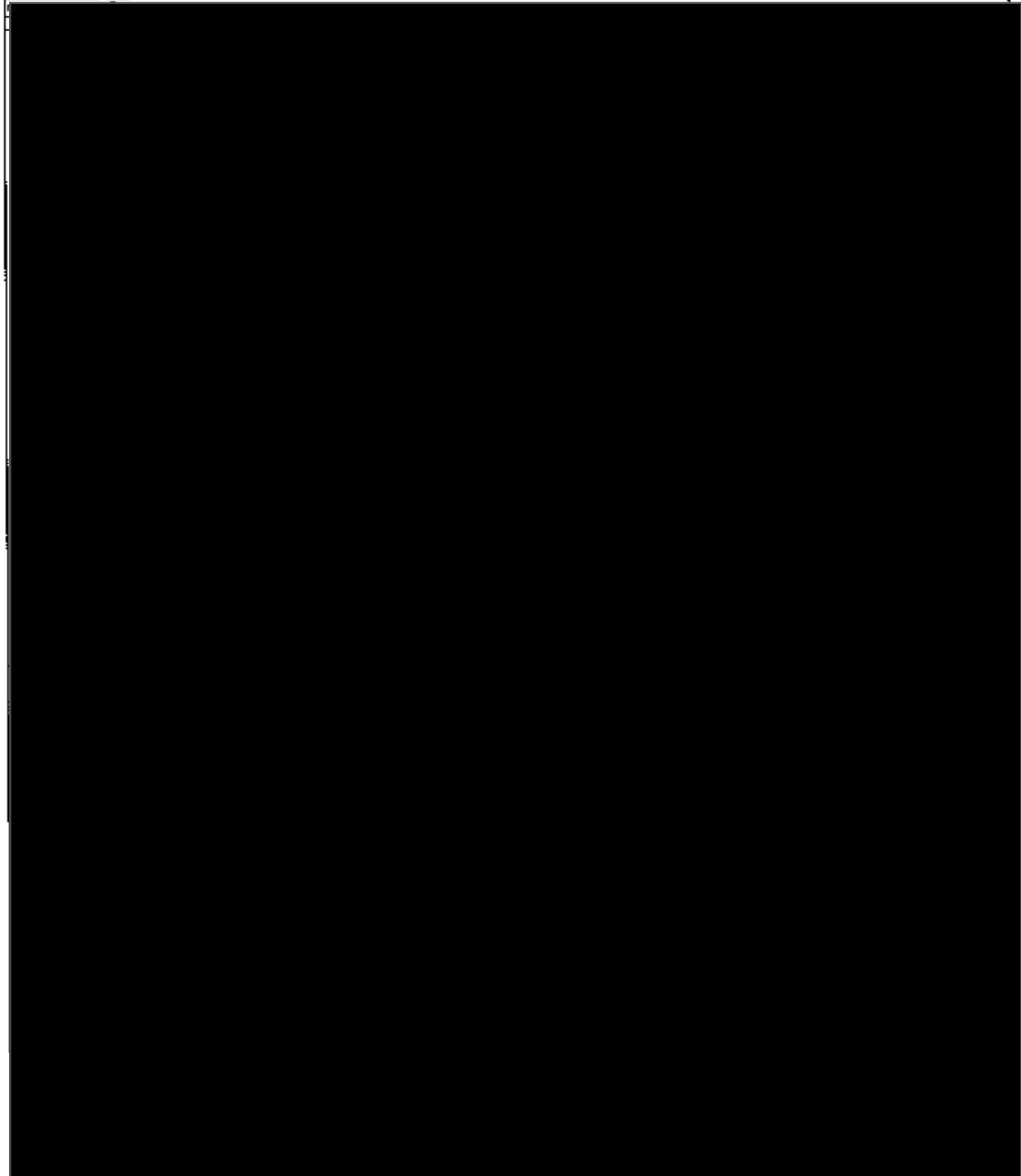
2020年4月6日 公開

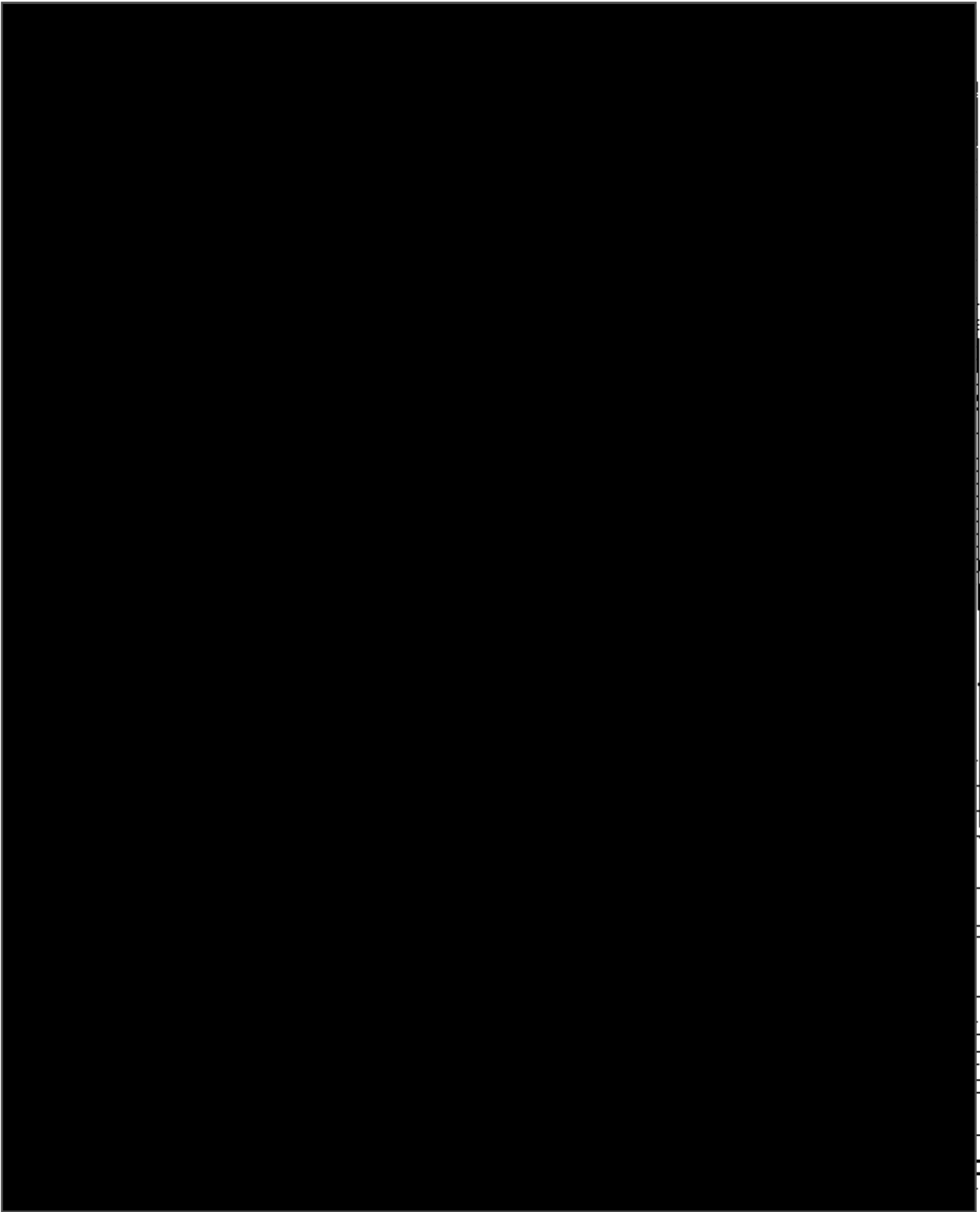
(1) ワシントン駐在員の派遣支援					
費目	担当課	単価	数量(人月)	合計(千円)	例年
1. アメリカ領事館の派遣支援					
2. 行政手続の支援					
3. 駐在員の研修及び研修費					
4. 駐在員スタッフの支援					
5. 駐在員向けに特定車等 のリース料					
6. その他、駐在員の運用に要する					

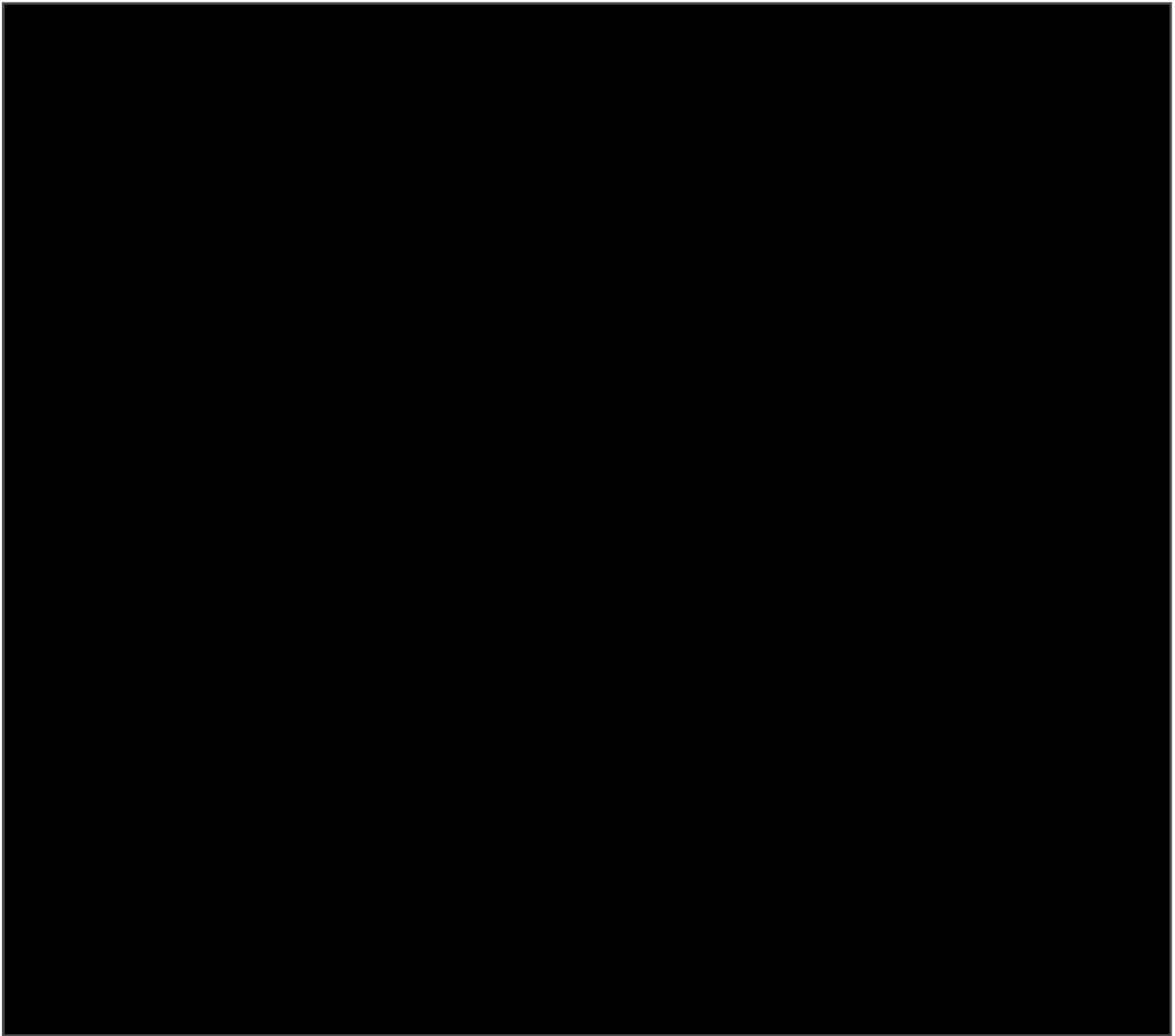
【2】ワシントン駐在員の活動後援					
内容	出席者	評価	稼働時間	小計(円)	備考
① 議事録作成及び これに基づく活動支援					
② ワシントンでの 情報収集活動					
③ ワシントンでの 情報収集活動					
④ ワシントンでの 情報収集活動					
⑤ ワシントンでの 情報収集活動					
⑥ ワシントンでの 情報収集活動					
⑦ ワシントンでの 情報収集活動					
⑧ ワシントンでの 情報収集活動					
⑨ ワシントンでの 情報収集活動					
⑩ ワシントンでの 情報収集活動					
⑪ ワシントンでの 情報収集活動					
⑫ ワシントンでの 情報収集活動					
⑬ ワシントンでの 情報収集活動					
⑭ ワシントンでの 情報収集活動					
⑮ ワシントンでの 情報収集活動					
⑯ ワシントンでの 情報収集活動					
⑰ ワシントンでの 情報収集活動					
⑱ ワシントンでの 情報収集活動					
⑲ ワシントンでの 情報収集活動					
⑳ ワシントンでの 情報収集活動					
㉑ ワシントンでの 情報収集活動					
㉒ ワシントンでの 情報収集活動					
㉓ ワシントンでの 情報収集活動					
㉔ ワシントンでの 情報収集活動					
㉕ ワシントンでの 情報収集活動					
㉖ ワシントンでの 情報収集活動					
㉗ ワシントンでの 情報収集活動					
㉘ ワシントンでの 情報収集活動					
㉙ ワシントンでの 情報収集活動					
㉚ ワシントンでの 情報収集活動					
㉛ ワシントンでの 情報収集活動					
㉜ ワシントンでの 情報収集活動					
㉝ ワシントンでの 情報収集活動					
㉞ ワシントンでの 情報収集活動					
㉟ ワシントンでの 情報収集活動					
㊱ ワシントンでの 情報収集活動					
㊲ ワシントンでの 情報収集活動					
㊳ ワシントンでの 情報収集活動					
㊴ ワシントンでの 情報収集活動					
㊵ ワシントンでの 情報収集活動					
㊶ ワシントンでの 情報収集活動					
㊷ ワシントンでの 情報収集活動					
㊸ ワシントンでの 情報収集活動					
㊹ ワシントンでの 情報収集活動					
㊺ ワシントンでの 情報収集活動					
㊻ ワシントンでの 情報収集活動					
㊼ ワシントンでの 情報収集活動					
㊽ ワシントンでの 情報収集活動					
㊾ ワシントンでの 情報収集活動					
㊿ ワシントンでの 情報収集活動					

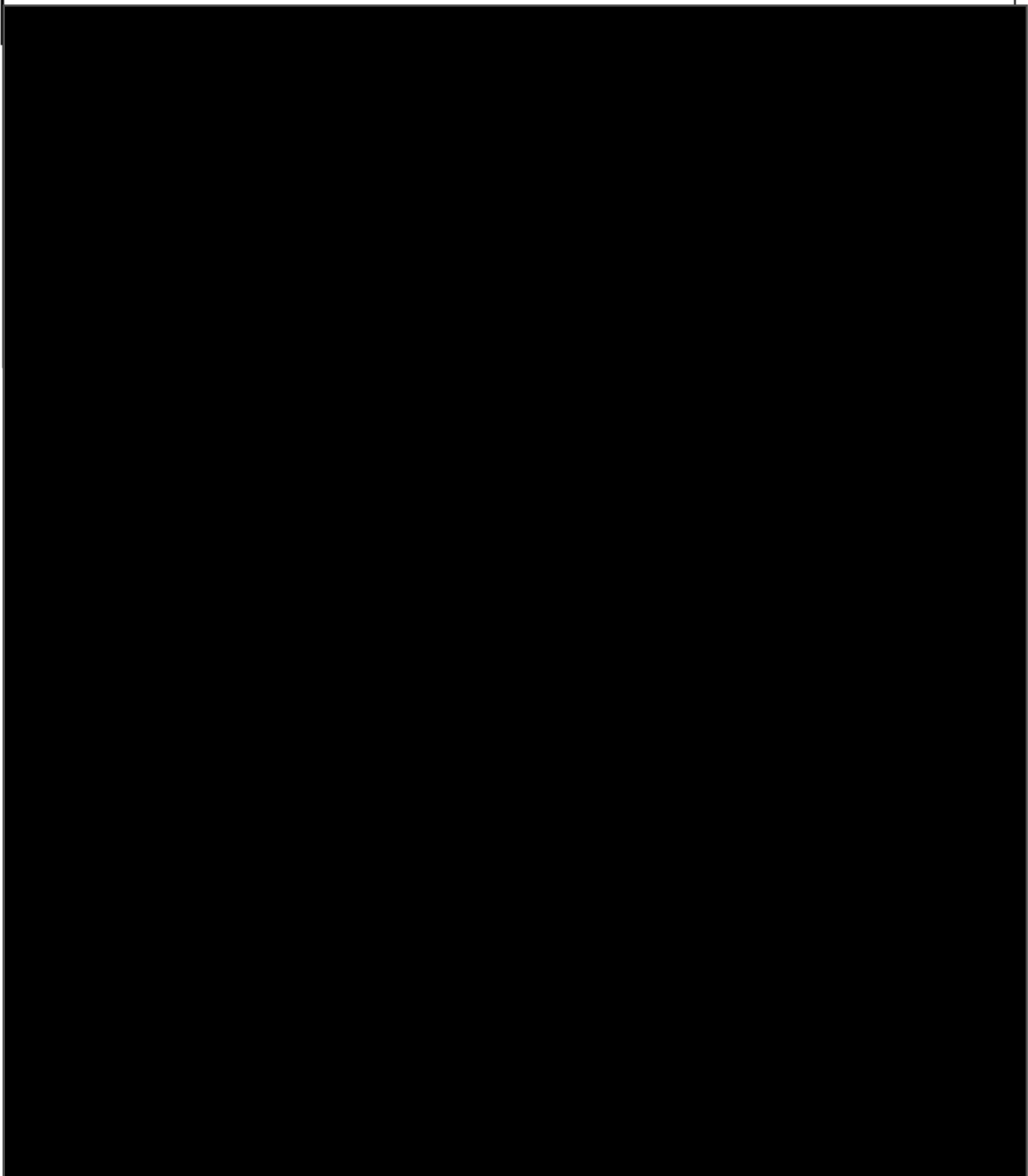
【令和2年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業】
-経費 最終報告 (2020年4月～2021年3月)

(4) ワシントン駐在の経費実績







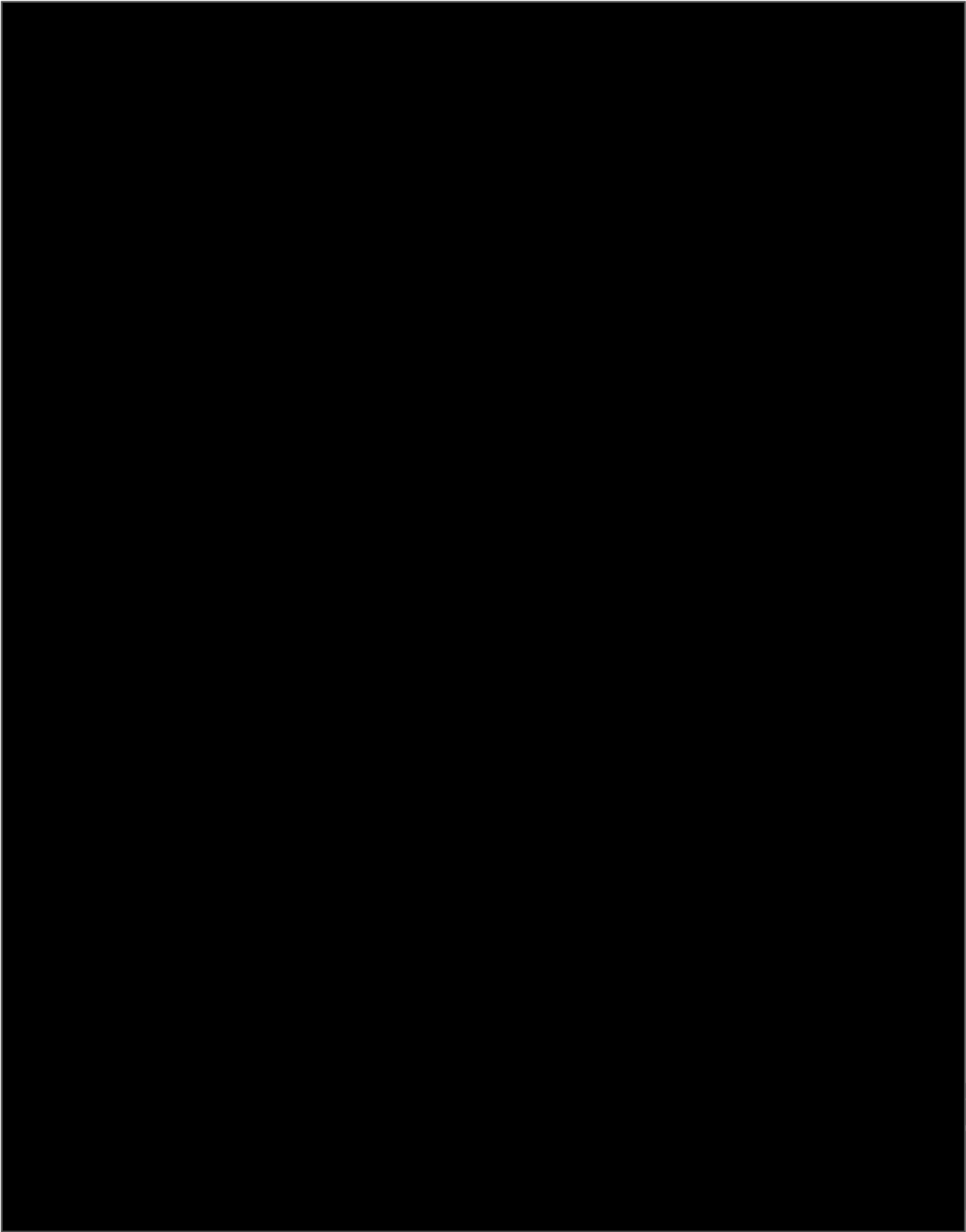


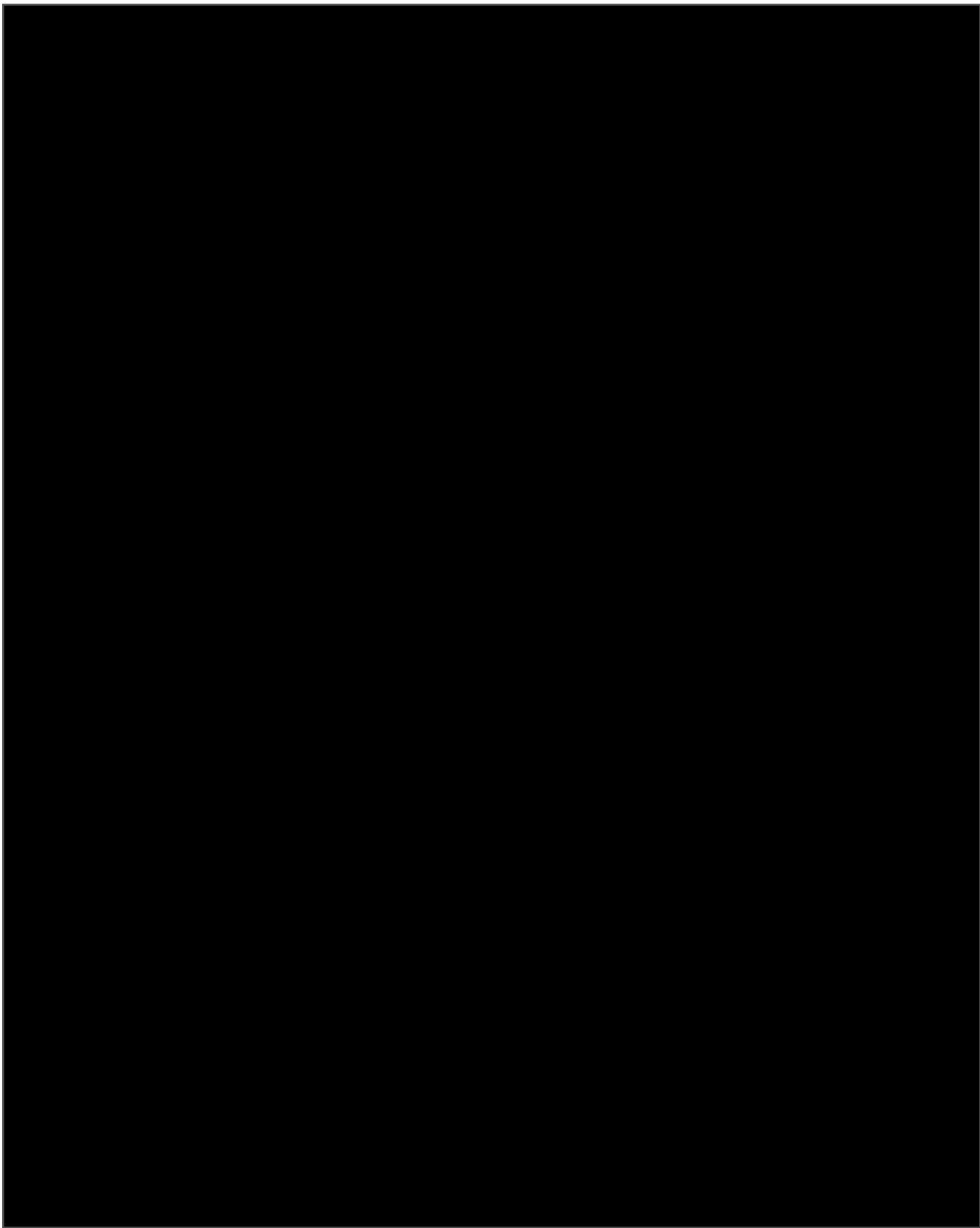
【令和3年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（9割支援業務）】
経営 最終報告完了版 内訳（2021年4月～2022年3月）

ア ワシントンの駐在の課外支援

(イ) 課外・課外支援

経費項目	件数	単価	数量	内訳	支払金額	科目





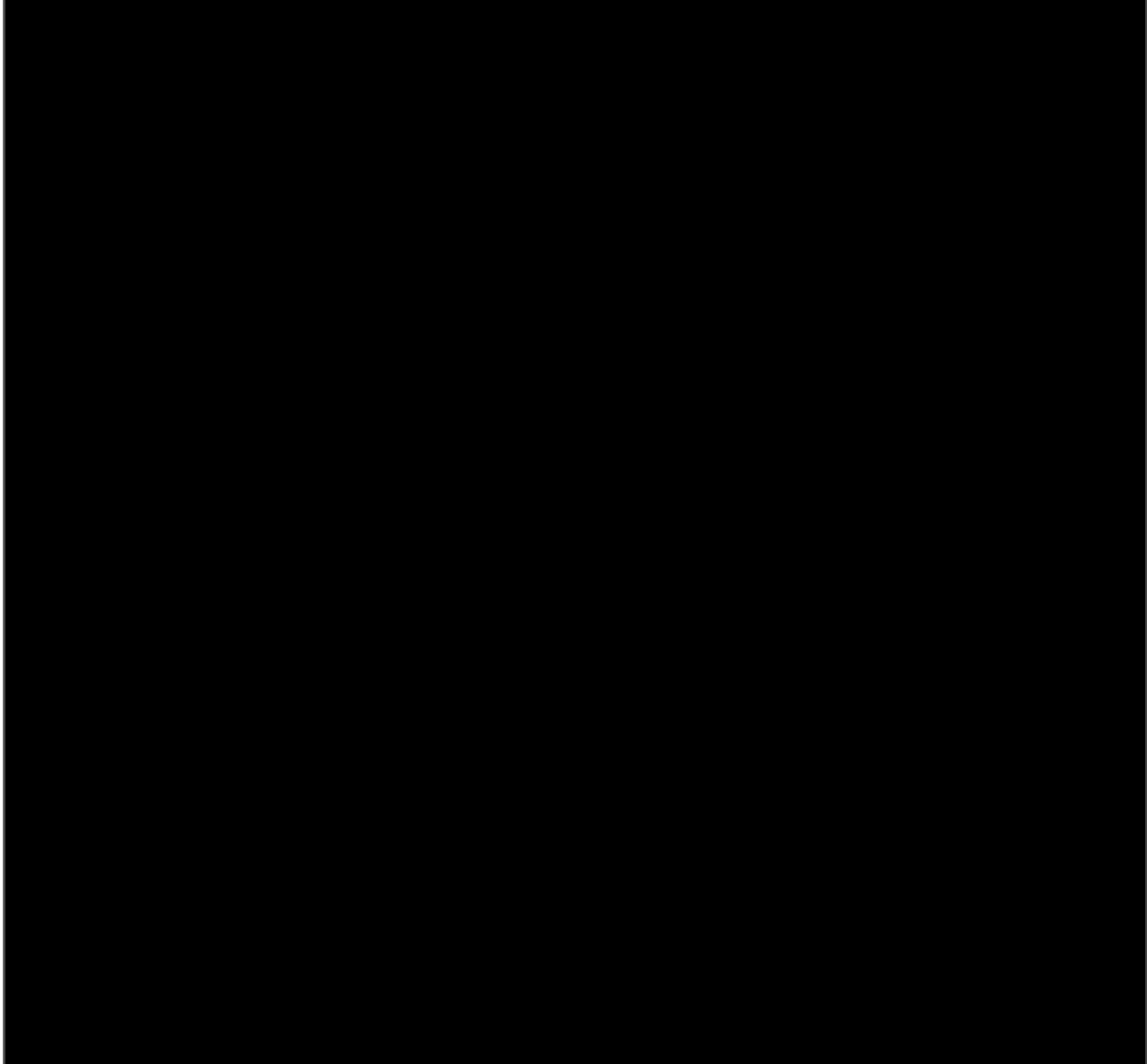
【令和3年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)】
 人件費 最終報告完了版 内訳(2021年4月～2022年3月)

2022年4月15日 提出

ア ワシントン駐在の運営支援					
事柄	発生者	単位	理由/備考	小計(千円)	備考
ア)事務開始の準備に係る					
イ)FARA開示業務の取扱い					
ロ)関係団体の情報及び付添書類					
ハ)関係スタッフの研修					
ニ)関係団体の情報提供等 に対する支援					
ホ)その他、駐在員の運営の支援					

ア ワシントン駐在員の活動支援

【ア】本調査対象調査員が調査員への支援を受けた事例

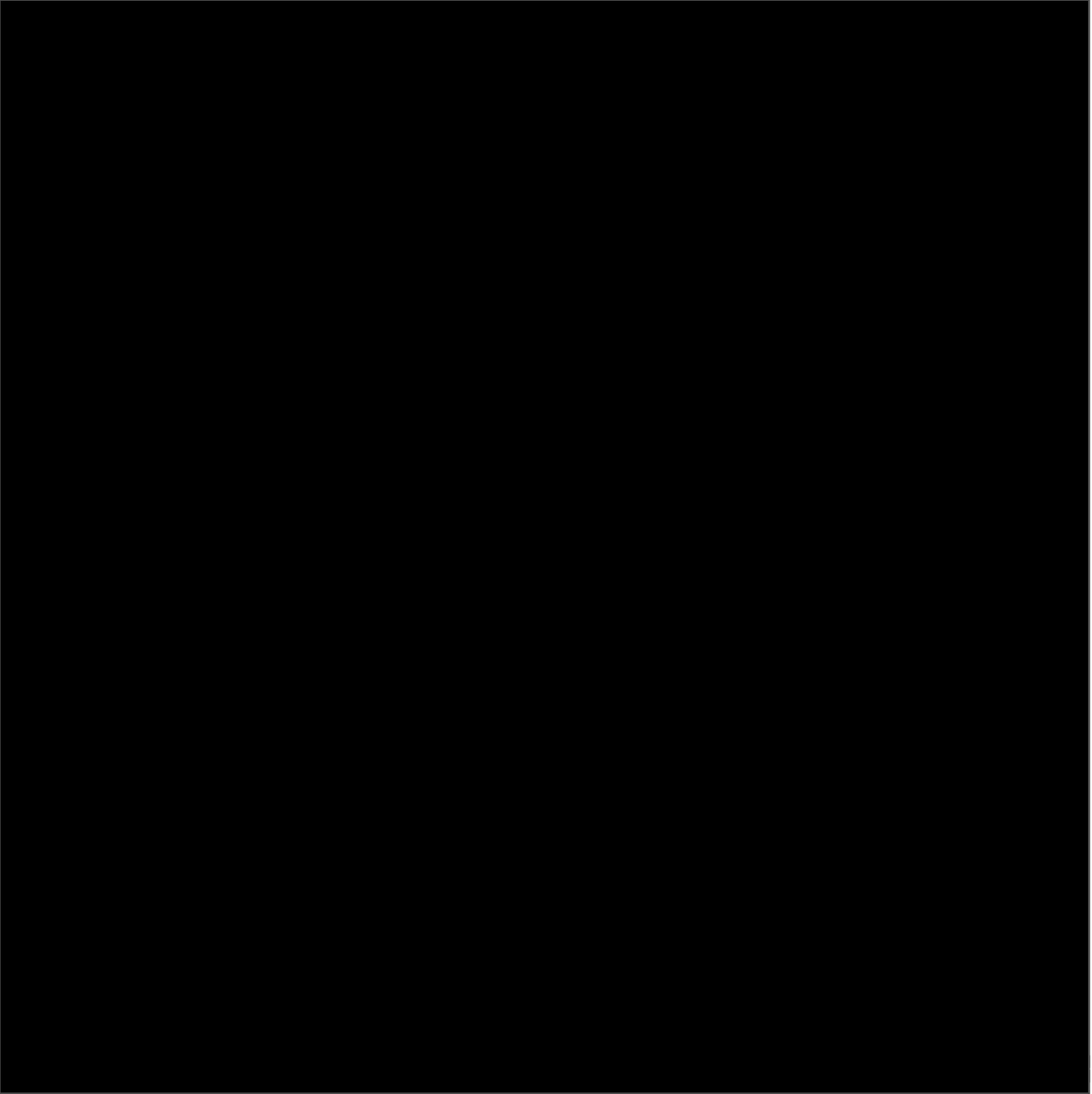


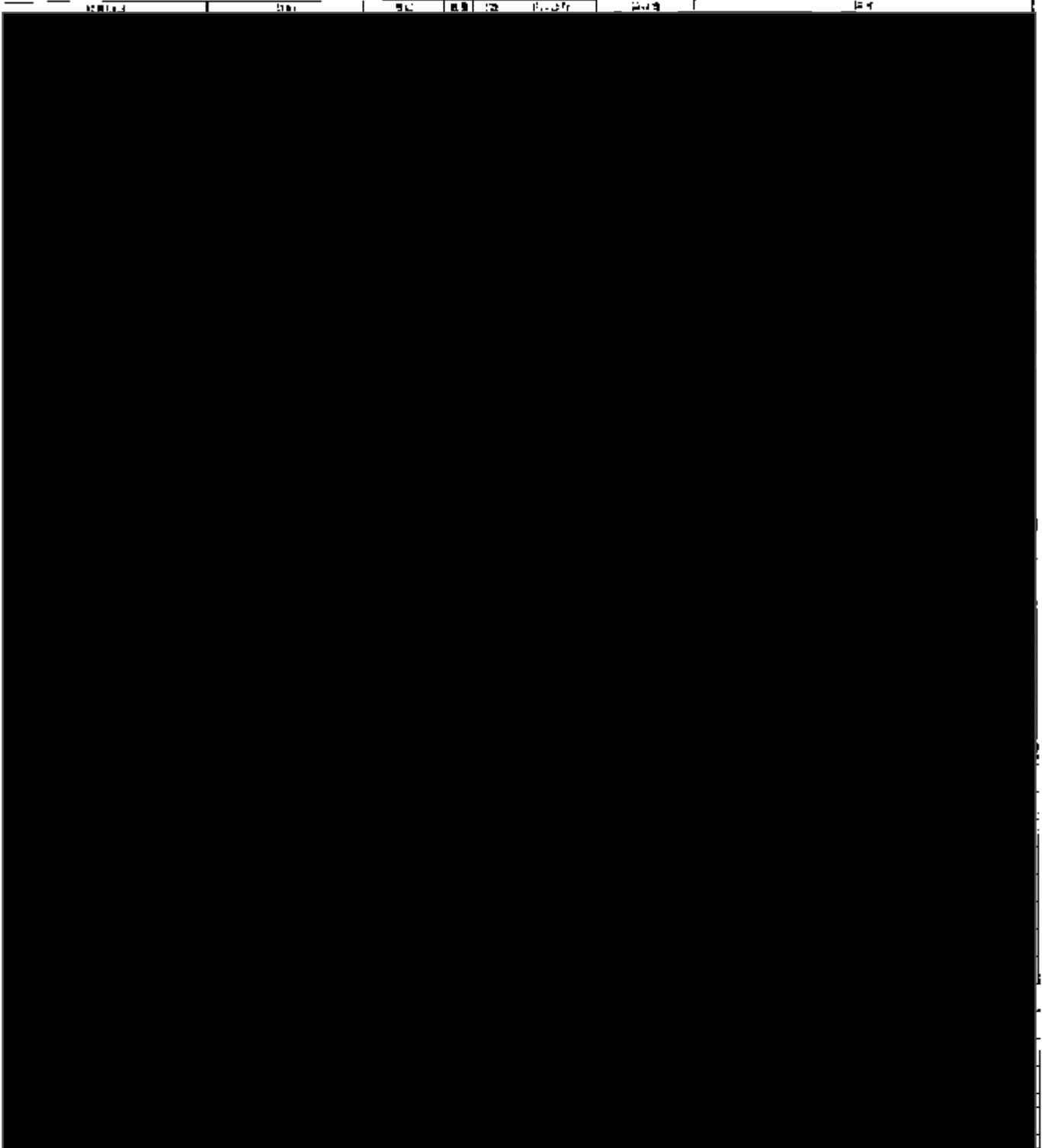
ア ワシントン駐在員の活動実績					
業務	担当者	所属	稼働時間	小計(円)	比率
ア: 米国政府や関係機関に職員等 への働きかけの支援					
イ: 米国内の機関等 への信任醸成の支援					
ロ: ワシントン州及び ワシントン州内での活動の支援					
ハ: 邦米関係の広報・PR					
ニ: 有識者・関係者の高い人物等 の信頼に資する広報の支援					
ホ: その他、ワシントン州内 の活動支援					
備考					
注: 同一項目に複数人が担当している場合は、					

【令和4年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（選挙支援業務）】
経費 最終報告完了版 内訳（2022年4月1日～2023年3月31日）

202303 1006

経費種別	品目	数量	単価	内訳	金額	備考
------	----	----	----	----	----	----





行番	品名	数量	単位	金額	税率	税額	合計
[2] 駐在員の滞在、ビザ取得の経費							
1	滞在費		円				
[3] 出張費等の経費							
1	出張費		円				
[4] 海外出張等の経費							
1	出張費		円				
[5] その他							
1	滞在費		円				

【令和4年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)】
 人件費 最終報告完了版 内訳(2022年4月1日~2022年3月31日)

2023年4月10日

業務	担当者	単価	稼働時間	小計(円)	備考
(1)事務支援業務等					
(2)駐在員の職務支援業務					
(3)印刷業務等					
(4)機材に付する機材車等 の維持管理					
(5)その他、駐在員の生活支援					

【沖縄県ワシントン駐在員活動年報（活動支援業務）】
 評定 最終報告完了済 内訳 (2022年5月25日～2023年3月31日)

[1] 日本国外に居住する職員等への駐在員としての支援						
経費項目	金額	用途	数量	単価	計金額	備考
[Redacted]						

[2] 日本国内の滞留者等への支援業務の支援						
経費項目	金額	用途	数量	単価	計金額	備考
[Redacted]						

[3] 領事官等の海外出張						
経費項目	金額	用途	数量	単価	計金額	備考
[Redacted]						

[4] 領事官・在任員の海外出張等の経費に際しての取組						
経費項目	金額	用途	数量	単価	計金額	備考
[Redacted]						

[5] FARA等取組の取組						
経費項目	金額	用途	数量	単価	計金額	備考
[Redacted]						

Item	Group	Mean	SD	Significance
Anxiety	Control	1.2	0.5	0.001
	Intervention	0.8	0.4	
Depression	Control	1.5	0.6	0.002
	Intervention	1.0	0.5	
Quality of Life	Control	2.5	1.0	0.003
	Intervention	3.0	1.2	

【令和4年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）】
 人件費 最終報告完了版 内訳（2022年5月25日～2023年3月31日）

2023年4月15日

項目	担当者	単価	活動時間	小計（円）	備考
10 米国内の地産産物等 への関心及び販路					
11 米国内の産物等 への関心及び販路					
12 米国内の産物等 への関心及び販路					
13 自営者・専従者の個人等 の活動に関する活動支援					
14 米国内の産物等 への関心及び販路					
15 米国内の産物等 への関心及び販路					
16 米国内の産物等 への関心及び販路					
17 米国内の産物等 への関心及び販路					
18 米国内の産物等 への関心及び販路					
19 米国内の産物等 への関心及び販路					
20 米国内の産物等 への関心及び販路					
21 米国内の産物等 への関心及び販路					
22 米国内の産物等 への関心及び販路					
23 米国内の産物等 への関心及び販路					
24 米国内の産物等 への関心及び販路					
25 米国内の産物等 への関心及び販路					
26 米国内の産物等 への関心及び販路					
27 米国内の産物等 への関心及び販路					
28 米国内の産物等 への関心及び販路					
29 米国内の産物等 への関心及び販路					
30 米国内の産物等 への関心及び販路					
31 米国内の産物等 への関心及び販路					
32 米国内の産物等 への関心及び販路					
33 米国内の産物等 への関心及び販路					
34 米国内の産物等 への関心及び販路					
35 米国内の産物等 への関心及び販路					
36 米国内の産物等 への関心及び販路					
37 米国内の産物等 への関心及び販路					
38 米国内の産物等 への関心及び販路					
39 米国内の産物等 への関心及び販路					
40 米国内の産物等 への関心及び販路					
41 米国内の産物等 への関心及び販路					
42 米国内の産物等 への関心及び販路					
43 米国内の産物等 への関心及び販路					
44 米国内の産物等 への関心及び販路					
45 米国内の産物等 への関心及び販路					
46 米国内の産物等 への関心及び販路					
47 米国内の産物等 への関心及び販路					
48 米国内の産物等 への関心及び販路					
49 米国内の産物等 への関心及び販路					
50 米国内の産物等 への関心及び販路					
51 米国内の産物等 への関心及び販路					
52 米国内の産物等 への関心及び販路					
53 米国内の産物等 への関心及び販路					
54 米国内の産物等 への関心及び販路					
55 米国内の産物等 への関心及び販路					
56 米国内の産物等 への関心及び販路					
57 米国内の産物等 への関心及び販路					
58 米国内の産物等 への関心及び販路					
59 米国内の産物等 への関心及び販路					
60 米国内の産物等 への関心及び販路					
61 米国内の産物等 への関心及び販路					
62 米国内の産物等 への関心及び販路					
63 米国内の産物等 への関心及び販路					
64 米国内の産物等 への関心及び販路					
65 米国内の産物等 への関心及び販路					
66 米国内の産物等 への関心及び販路					
67 米国内の産物等 への関心及び販路					
68 米国内の産物等 への関心及び販路					
69 米国内の産物等 への関心及び販路					
70 米国内の産物等 への関心及び販路					
71 米国内の産物等 への関心及び販路					
72 米国内の産物等 への関心及び販路					
73 米国内の産物等 への関心及び販路					
74 米国内の産物等 への関心及び販路					
75 米国内の産物等 への関心及び販路					
76 米国内の産物等 への関心及び販路					
77 米国内の産物等 への関心及び販路					
78 米国内の産物等 への関心及び販路					
79 米国内の産物等 への関心及び販路					
80 米国内の産物等 への関心及び販路					
81 米国内の産物等 への関心及び販路					
82 米国内の産物等 への関心及び販路					
83 米国内の産物等 への関心及び販路					
84 米国内の産物等 への関心及び販路					
85 米国内の産物等 への関心及び販路					
86 米国内の産物等 への関心及び販路					
87 米国内の産物等 への関心及び販路					
88 米国内の産物等 への関心及び販路					
89 米国内の産物等 への関心及び販路					
90 米国内の産物等 への関心及び販路					
91 米国内の産物等 への関心及び販路					
92 米国内の産物等 への関心及び販路					
93 米国内の産物等 への関心及び販路					
94 米国内の産物等 への関心及び販路					
95 米国内の産物等 への関心及び販路					
96 米国内の産物等 への関心及び販路					
97 米国内の産物等 への関心及び販路					
98 米国内の産物等 への関心及び販路					
99 米国内の産物等 への関心及び販路					
100 米国内の産物等 への関心及び販路					

【令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）】
経費 最終報告 内訳 （2023年4月1日～2024年3月31日）

2024/04/23 13:23

01 事業所の運営支援に供すること

経費項目

税別

税率

税率（消費税）

消費税

税別

税率

專案項目	評語	專家	專家	評語	評語	評語

経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	備考	備考
[Redacted]							

② 駐在員の家族、ビザ関連の支援に関すること							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	備考	備考
[Redacted]							

③ 現地スタッフの支援に関すること							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	備考	備考
[Redacted]							

研究項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	領収書	備考
(4) 米園における確定申告等の対応支援に関すること							
研究項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	領収書	備考
[Redacted]							
④ その他、駐在員の運営の支援に関すること							
研究項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	領収書	備考
[Redacted]							

【令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)】
 人件費 最終報告 内訳(2023年4月1日～2024年3月31日)

2024年3月 12/16

業務	担当者	単価	稼働時間	小計(円)	備考
日本総領事の接待支援					
(公)駐在員の前向きな話し支援					
印・米の両国の支援					
印・米・日三国(印領地)での 月別話し支援					
米・印の両国駐在員への話し支援					

【令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）】
 経費 最終報告 内訳（2023年4月1日～2024年3月31日）

2024年3月 提出

① 米連政府や選河選命議員等への働きかけの支援							
経費項目	詳細	単価	数量	総額	ドル合計	領収書	備考
[Redacted]							

② 米国内の有識者等への情報発信の支援							
経費項目	詳細	単価	数量	総額	ドル合計	領収書	備考
[Redacted]							

③ 知事訪米の対応支援							
経費項目	詳細	単価	数量	総額	ドル合計	領収書	備考
[Redacted]							

④ 有識者・発信力の高い人物等の招聘に係る活動の支援等							
経費項目	詳細	単価	数量	総額	ドル合計	領収書	備考
[Redacted]							

⑤ FARA関連業務の支援							
経費項目	詳細	単価	数量	総額	ドル合計	領収書	備考
[Redacted]							

⑥ その他、ワシントン駐在員の活動支援							
経費項目	詳細	単価	数量	総額	ドル合計	領収書	備考
[Redacted]							



【令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)】
 人件費 最終報告 内訳(2023年4月1日～2024年3月31日)

2024年04月 5/41

業務	担当者	単価	稼働時間	小計(円)	備考
01: 沖縄県庁の事務支援業務 への従事(1)の業務					
02: 県内の有識者等 への情報発信の支援					
03: 県庁業務の引継ぎ支援					
04: 有識者・県民力の高い人材等 の招聘に関する取組の支援					
05: 県庁関係業務の支援					
06: 県庁内、ワシントン駐在員 の活動支援					
合計					

起案用紙

沖縄県

決裁区分	知事	
公印の有無	公印省略	
案1	公印	
発送日	年 月 日	
発送種別		
案2	公印	
発送日	年 月 日	
発送種別		
案3	公印	
発送日	年 月 日	
発送種別		
案4	公印	
発送日	年 月 日	
発送種別		

分類	2	14	D
保存種別	第2種 10年		
文書記号・番号	知基第226号		
処理経過	收受	年 月 日	
	起案	令和06年12月19日	
	処理期限	年 月 日	
	施行	年 月 日	
担当課	知事公室 基地対策課 渉外班		
起案者	職	主査	印
	氏名		
	電話		
情報公開	開示		



知事(21)	池田副知事(20)	照屋副知事(19)	総務部長(18)
総務統括監(17)	財政統括監(16)	人事課長(15)	人材育成班長(14)
行政管理課長(13)	組織管理班長(12)	財政課長(11)	財政調整主幹(10) <small>班長</small>
管財課長(9)	財産調整班長(8)	知事公室長(7)	基地対策統括監(6)
秘書課長(5)	基地対策課長(4)	副参事(3)	班長(2)
班員(1)			

件名	ワシントン駐在が活動するための法人の設立について(伺い)
----	------------------------------

みだしのことについて、平成27年3月31日に「沖縄県職員の駐在等に関する規程」を改正して米国ワシントンD.C.に駐在職員を配置しております。

駐在職員が継続的に活動する必要があることから、同年5月に米国の関係法令を踏まえ、コロンビア特別区(ワシントンD.C.)の事業組織法に基づき、日本の株式会社と相当する形態の法人としてOkinawa Prefecture DC Office, Inc(以下「ワシントンDCオフィス社」という。)を設立し、駐在活動の支援委託業務の中からワシントンDCオフィス社の口座に振り込んだ資金のうち1,000ドル(約126千円)を出資と位置付けております。

米国の法令に基づいて適法に設立されているものの、設立当時、日本の株式会社と相当する法人の設立に係る起案が行われていないため、文書による県の意思決定が確認できない状態となっております。

本来、設立する法人の形態や手続が明らかになった時点で文書により明確に意思を決定し

発送種別	①庁内施行 ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール ⑤LGWAN	施行区分	①例規 ②公報登載
------	---------------------------------	------	-----------

注 発送種別については、該当するものの番号をそれぞれの欄に記入すること。
 該当するものがない場合には、簡潔にその内容を記入すること。

、必要な手続を整理しておく必要があります。また、ワシントンDCオフィス社は引き続き必要なものですので、法人の設立及び別紙1に掲げる設立のために行われた手続、設立後の運営及び職員の身分の考え方について追認し、又は確認してよいでしょうか。

また、今後、ワシントンDCオフィス社の運営について必要な事項を別紙2のとおり定めてよいでしょうか。

併せて、ワシントンDCオフィス社として、株主総会を開催する必要がありますので、その取扱いについては、別紙3のとおりとしてよいでしょうか。

発送種別	①行内旅行 ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール ⑤LCAW	施行区分	①別紙 ②公報登載
------	--------------------------------	------	-----------

注 発送種別については、該当するものの番号をそれぞれの欄に記入すること。
該当するものがない場合には、簡潔にその内容を記入すること。

(決裁区分の理由)

翁長前知事が公約に掲げ、沖縄県職員の駐在等に関する規程を改正して設置したワシントン駐在が活動するための起案であり、事務決裁規程第5条第2号「重要な新規の事業計画の樹立及びその実施方針を決定すること」に該当することから、本来、知事決裁とすべきものである。

（目的）

第1条 この訓令は、知事の権限に属する事務で本庁において処理するものについての決裁の区分及び手続を定めることにより、事務処理の責任の所在を明確にし、合理的で能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 知事の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 知事の権限に属する事務を、常時知事に代わって決裁することをいう。
- (3) 代理決裁 知事又は専決することができる者（以下「専決者」という。）が不在の場合において、知事又は専決者に代わって、それぞれ決裁することをいう。
- (4) 決定 副知事、公室長、部長、別表第1に掲げる職にある者（以下「統括監」という。）、課長、別表第2及び別表第2の2に掲げる職にある者（以下「監」という。）、別表第2の3に掲げる職にある者（以下「室長」という。）、副参事又は班長が、決裁に至るまでの手続の過程において、その意思を決定することをいう。
- (5) 代理決定 決定することができる者（以下「決定者」という。）が不在である場合において、この訓令の定めるところにより、決定者に代わってそれぞれ決定することをいう。
- (6) 不在 知事若しくは専決者又は決定者が、出張、病気その他の理由により、決裁又は決定することができない状態をいう。
- (7) 本庁機関 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第4条に規定する機関をいう。
- (8) 出先機関 沖縄県行政組織規則第5条に規定する機関をいう。
- (9) 主管課長 沖縄県行政組織規則第98条の4に規定する主管課の長をいう。

（効力）

第3条 この訓令に基づいてなされた専決及び代理決裁は、知事の決裁と同一の効力を有するものとする。

（重要事項等の専決留保）

第4条 専決者は、この訓令の定めるところにより、専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。この場合において、決裁を求められた者が更に上司の決裁を受ける必要があると認めるときは、その決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であり、上司の指示を受ける必要があると認められるとき。
- (2) 取扱上異例に属し、又は重要な先例になると認められるとき。
- (3) 疑義若しくは重大な紛争があるとき又は処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) あらかじめその処理について、特に上司の指示を受けたものであるとき。

（知事決裁）

第5条 知事の決裁を受けなければならない事項は、別表第3及び別表第4の知事決裁事項の欄に掲げるもののほか、次に掲げる共通の事項とする。

- (1) 県行政の総合的な企画及び調整並びに運営に関する基本方針を決定すること。
- (2) 重要な新規の事業計画の樹立及びその実施方針を決定すること。← 今回の決裁区分の理由
- (3) 条例、予算その他の議会の議決、承認若しくは同意を必要とする議案等を議会に提案若しくは提出し、又は議会への報告事項を報告すること。
- (4) 条例の公布及び規則の制定又は改廃をすること。
- (5) 重要な訓令の制定又は改廃をすること（軽易な事項の改正を除く。）。
- (6) 県行政の運営に関する基本的な事務の処理要綱その他の処理方針を定めること。
- (7) 県が当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関する決定を行うこと。
- (8) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、特に重要な審査請求について決定すること。
- (9) 県の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を行うこと。
- (10) 附属機関の委員を任免すること。
- (11) 附属機関に特に重要な事項を諮問すること。
- (12) 副知事及び会計管理者の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (13) 会計管理者の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定に関すること。
- (14) 会計管理者の職務に専念する義務を免除すること。
- (15) 副知事及び会計管理者の3日以上旅行を命令し、その復命を受理すること。
- (16) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第38条第1項の規定に基づき、会計管理者の営利企業への従事等を許可すること。
- (17) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (18) 法令に特別の定めのない権利を放棄すること。
- (19) 沖縄県債権管理条例（令和3年沖縄県条例第4号）第7条の規定に基づき、債権を放棄すること。
- (20) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

- (21) 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年沖縄県条例第36号)の規定に基づき、知事等又は職員の本県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせること。
- (22) 行政代執行を行うこと。
- (23) 沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。)の規定に基づき、次に掲げる経費の予算執行をすること。
- ア 報償費(1件7,000万円以上の動産の購入に係るものに限る。)
 - イ 需用費(1件7,000万円以上の動産の購入に係るものに限る。)
 - ウ 委託料(1件7,000万円以上の公有財産の購入に係るものに限る。)
 - エ 工事請負費(1件5億円以上のものに限る。)
 - オ 原材料費(1件7,000万円以上のものに限る。)
 - カ 公有財産購入費(1件7,000万円以上のものに限る。)
 - キ 備品購入費(1件7,000万円以上のものに限る。)
 - ク 扶助費(1件7,000万円以上の動産の購入に係るものに限る。)
 - ケ 補償、補填及び賠償金(賠償金に限る。)
 - コ 投資及び出資金(1件1,000万円以上のものに限る。)
- (24) 沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第69号。以下「財産条例」という。)に規定するものを除き、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払いの手段として使用し、又は適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (25) 沖縄県公有財産規則(平成元年沖縄県規則第40号。以下「公有財産規則」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 寄附により1件3,000万円以上の公有財産を取得すること(負担付きの場合は3,000万円未満のものを含む。)
 - イ 1件7,000万円以上の公有財産(土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)を取得すること(アに掲げる場合を除く。)
 - ウ 1件7,000万円以上の公有財産(土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)の売払いをすること。
- (26) 土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定に基づき、収用委員会に土地の収用又は使用の裁決を申請すること。
- (27) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。)の規定に基づき、土地の収用又は使用についての裁定を申請すること。
- (28) 特に重要な告示、公告その他の公表を行うこと。
- (29) 特に重要な広報及び公聴を行うこと。
- (30) 国に対する栄典、ほう賞及び表彰の内申を行うこと。
- (31) 重要な儀式及び表彰を行うこと。
- (32) 重要な会議を開催すること。
- (33) 国等に対する請願又は重要な陳情、要望等を決定すること。
- (34) 国等に対して特に重要な事項について意見を述べること。

(副知事専決事項)

第5条の2 副知事が専決することができる事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 政策調整監、公室長及び部長(以下「政策調整監等」という。)の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (2) 政策調整監等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定に関すること。
- (3) 政策調整監等の職務に専念する義務を免除すること。
- (4) 政策調整監の勤務時間の割振りを変更すること。
- (5) 政策調整監の団体役員等への就任に関すること。
- (6) 法令による証人、鑑定人等となった政策調整監の職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。
- (7) 副知事の2日以内の旅行、政策調整監の旅行並びに公室長及び部長(以下「部長等」という。)の3日以上旅行を命令し、その復命を受理すること。
- (8) 地公法第38条第1項の規定に基づき、政策調整監等の営利企業への従事等を許可すること。

(部長等専決事項)

第6条 部長等が専決することができる事項は、別表第3及び別表第4の部長等専決事項の欄に掲げるもののほか、次に掲げる共通の事項とする。

- (1) 県行政の基本方針に基づき、公室又は部(以下「部等」という。)の所掌する事務の実施計画を決定すること。
- (2) 訓令の制定又は改廃をすること(軽易な事項の改正を除く。)
- (3) 部等の所掌する事務の運営に関する基本的な事務処理要綱その他の処理方針を決定すること。
- (4) 部等の所掌する主要な事業の進行を管理すること。
- (5) 部等内の職員をもって構成する連絡会議等を設置すること。
- (6) 公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 公益法人の公益認定をすること。
 - イ 公益法人の公益認定を取り消すこと。
 - ウ 公益法人の合併による地位の承継を認可すること。
- (7) 特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 特例民法法人の公益法人への移行の認定をすること。
 - イ 特例民法法人の公益法人への移行の認定を取り消すこと。
 - ウ 特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行を認可すること。
 - エ 特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可を取り消すこと。
 - オ 特例民法法人の合併を認可すること。

- カ 特例民法法人の解散及び解散に伴う残余財産の処分を許可すること。
 - キ 特例民法法人に対し解散を命ずること。
 - (8) 職員(非常勤職員を除く。)の身分取扱いに関すること。
 - (9) 医療技監、参事監、統括監及び参事(以下「医療技監等」という。)の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
 - (10) 医療技監等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定に関すること。
 - (11) 医療技監等の職務に専念する義務を免除すること。
 - (12) 部長等、医療技監等、課長及び出先機関の職員の勤務時間の割振りを変更すること。
 - (13) 部長等及び医療技監等の団体役員等への就任に関すること。
 - (14) 法令による証人、鑑定人等となった職員(部長等及び医療技監等に限る。)の職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。
 - (15) 県が当事者である訴訟事件について、部長等及び医療技監等に訴訟代理人を命ずること。
 - (16) 部長等の2日以内の旅行(沖縄県職員の旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第49号。以下「旅費条例」という。)第6条第10項に規定する移転料が支給される旅行を除く。以下この号、第6条の2第15号及び第8条第2項第11号において同じ。)、統括監の3日以上旅行並びに医療技監、参事監及び参事の旅行を命じ、その復命を受理すること。
 - (17) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定に基づき、補助金等の交付に関する各省庁の長等の処分に対して不服の申出等を行うこと。
 - (18) 財務規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 予算の見積書を作成すること。
 - イ 予算の執行計画を作成すること。
 - ウ 予備費の充用申請に関すること。
 - エ 継続費又は繰越明許費の繰越し又は事故繰越しについて承認を受けること。
 - オ 1件3億円以上5億円未満の工事請負費の予算執行をすること。
 - カ 次に掲げる経費の支出負担行為をすること。
 - (ア) 第5条第23号アからウまで及びオからコまでに掲げる経費
 - (イ) 工事請負費(1件3億円以上のものに限る。)
 - (19) 儀式及び表彰を行うこと。
 - (20) 国等に対する陳情、要望等を決定すること。
 - (21) 請願及び陳情を処理すること。
 - (22) 国等に対して意見を述べること。
 - (23) 所掌する課が明らかでない事務について、その所掌する課を決定すること。
- (統括監専決事項)
- 第6条の2 統括監が専決することができる事項は、別表第3の統括監専決事項の欄に掲げるもののほか、次に掲げる共通の事項とする。
- (1) 訓令の改正のうち、輕易な事項の改正をすること。
 - (2) 行政不服審査法の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 重要なものに係る執行停止又は執行停止の取消しをすること。
 - イ 審査請求を併合し、又は併合された審査請求を分離すること。
 - ウ 重要な審査請求について決定すること。
 - (3) 公益法人について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 公益認定等に関し関係行政機関等の意見を聴くこと。
 - イ 主たる事務所の所在場所等の変更を認定すること。
 - ウ 公益法人に対し監督上必要な勧告をし、又は命令すること。
 - エ 沖縄県公益認定等審議会の答申又は勧告に基づいてとった措置について報告すること。
 - (4) 特例民法法人について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 特例民法法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。
 - イ 特例民法法人に対し監督上必要な命令をすること。
 - ウ 特例民法法人(整備法第42条第1項に規定する特例財団法人に限る。)の基本財産の処分を承認すること。
 - エ 特例民法法人の公益法人への移行の認定又は通常的一般社団法人及び一般財団法人への移行の認可に関し関係行政機関等の意見を聴くこと。
 - オ 沖縄県公益認定等審議会の答申に基づいてとった措置について報告すること。
 - (5) 移行法人(整備法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 公益目的支出計画の実施が完了したことを確認すること。
 - イ 公益目的支出計画の変更を認可すること。
 - ウ 移行法人に対し監督上必要な勧告をし、又は命令すること。
 - エ 清算時の残余財産の処分を承認すること。
 - オ 沖縄県公益認定等審議会の勧告に基づいてとった措置について報告すること。
 - (6) 公益信託(公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託をいう。以下同じ。)について次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 公益信託の引受けを許可すること。
 - イ 公益信託の変更を命ずること。
 - ウ 公益信託の変更又は併合若しくは分割を許可すること。
 - エ 公益信託の受託者の辞任を許可し、又はこれを解任すること。
 - オ 公益信託の検査役を選任すること。
 - カ 公益信託の新受託者を選任すること。

- キ 公益信託の信託財産管理者による管理を命ずること。
 - ク 公益信託の保存行為等の範囲を超える行為を許可すること。
 - ケ 公益信託の信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任を許可し、又はこれらの者を解任すること。
 - コ 公益信託の信託財産法人管理人による管理を命ずること。
 - サ 公益信託の信託管理人を選任し、その辞任を許可し、又はこれを解任すること。
 - シ 公益信託の新信託管理人を選任すること。
 - ス 公益信託の終了を命ずること。
- (7) 県が当事者である訴訟事件について、訴訟代理人を弁護士に委嘱すること及び職員(政策調整監等及び医療技監等を除く。)に訴訟代理人を含ずること。
- (8) 附属機関の委員以外の構成員を任免すること。
- (9) 附属機関等に諮問すること。
- (10) 課長の休暇、欠勤その他の職務に関すること。
- (11) 職員(政策調整監等及び医療技監等を除く。)の団体役員等への就任に関すること。
- (12) 課長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定に関すること。
- (13) 法令による証人、鑑定人等となった職員(政策調整監等及び医療技監等を除く。)の職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。
- (14) 課長の職任に専念する義務を免除すること(職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第4号)第2条第7号から第14号までに規定する場合を除く。)
- (15) 統括監の2日以内の旅行及び課長の旅行を命令し、その復命を受理すること。
- (16) 貸付金、利子補給金等の融資計画及び運用方針等を決定すること。
- (17) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、補助金等の交付を申請し、又はその取下げをすること。
- (18) 財務規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 次に掲げる経費の予算執行及び支出負担行為をすること。
- (ア) 委託料(1件500万円以上のものに限り、1件7,000万円以上の公有財産の購入に係るものを除く。)
 - (イ) 工事請負費(1件5,000万円以上3億円未満のものに限る。)
 - (ウ) 公有財産購入費(1件1,000万円以上7,000万円未満のものに限る。)
 - (エ) 備品購入費(1件500万円以上7,000万円未満のものに限る。)
 - (オ) 負担金、補助及び交付金(1件500万円以上のものに限る。)
 - (カ) 貸付金(1件500万円以上のものに限る。)
 - (キ) 補償、補填及び賠償金(1件500万円以上のものに限り、賠償金を除く。)
 - (ク) 投資及び出資金(1件100万円以上1,000万円未満のものに限る。)
 - (ケ) 寄付金
- イ 支出負担行為を伴わない重要な契約の締結及びこれに付随する事務を決定すること。
- ウ 1件の取得見積価格100万円以上の寄附に係る物品を受け入れること。
- エ 1件の時価見積額100万円以上の交換に係る物品を受け入れること。
- オ 型機等の改廃による事務引継者を指定すること。
- (19) 財産条例の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 1件1,000万円以上の普通財産を交換すること。
- イ 普通財産を適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けること。
- (20) 公有財産規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 寄附により1件1,000万円以上3,000万円未満の公有財産を取得すること(負担付きの場合を除く。)
- イ 1件1,000万円以上7,000万円未満の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、その面積が2万平方メートル未満のものを含む。)を取得すること(アに掲げる場合及び交換により取得する場合を除く。)
- ウ 1件1,000万円以上7,000万円未満の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、その面積が2万平方メートル未満のものを含む。)を売却すること。
- エ 1件1,000万円以上の公有財産を処分すること(交換及び売却を除く。)
- オ 行政財産の目的外使用許可の取消しをすること。
- カ 1件1,000万円以上の行政財産の用途変更又は用途廃止をすること。
- キ 行政財産の貸付け(自動販売機の設置に係る貸付けを除く。)又は地上権若しくは地役権の設定をすること。
- ク 1件1,000万円以上の公有財産の所管換え又は所属換えを決定すること。
- ケ 1件の貸付料年額又は総額が1,000万円以上の普通財産の貸付けをすること。
- (21) 彈力条項の適用の限度額を決定すること。
- (22) 交付額が1件50万円以上の補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該取消しに係る補助金等の返還を命ずること。
- (23) 土地収用法の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 国土交通大臣の事業認定を受けること。
- イ 和解調書の作成を収用委員会に申請すること。
- ウ 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用について、収用委員会に申し立てること。
- エ 事業の認定の申請等の行為について、弁護士その他適当な者を代理人とすること。
- (24) 所有者不明土地法の規定に基づき、地域福利増進事業に係る土地使用权等の取得についての裁定を申請すること。
- (25) 重要な告示、公告その他の公表を行うこと。
- (26) 重要な広報及び公聴を行うこと。
- (27) 法令の規定に基づき、重要な公聴会を開き、又は重要な聴聞を行うこと。